

の意向を十分に踏まえていただきまして、所要額の確保はもちろんでございますけれども、地方団体が強く望んでおります一般財源の確保の面から、地方交付税制度の充実強化を図るべきで、このように考えております。そしてまた一方で、安定財源の確保のために地方も努力をする、また国もこれに積極的に協力をしていく必要がある、このように思うわけでございます。

しかし、基本的には、何よりもまず地方自治体が住民の行政需要に的確に対応しつつ、徹底して行政経費の抑制を図っていくこと、つまり、地方団体自身が歳入の削減と財政の効率的運用に引き続き最大の努力をしていくことだというふうに考えております。

今回の地方交付税法の改正あるいは地方税法の改正につきましても、こうした観点から行われるもの、このように期待をいたすものでございますけれども、平成十三年度の地方財政対策の考え方について、また地方団体に対する対応等につきましても、何点か確認をし、質問をさせていただきたい、このように思います。

今回提案をされております地方交付税法案の最大の改正ポイント、これは財源不足の補てん方式を見直したことであります。これまでは財源の不足分を国の交付税特会で一たん借り入れを行いまして、地方交付税の総額を増額して、そこから地方団体に配分をしていく、こういう方式がとられてまいりました。それが今回の見直しでは、財源不足の半分は各団体が赤字地方債を発行して補てんをする、つまり、自分たち自身が借り入れをする、こういうことになったわけでございます。

これまで地方自治体に対して自治省は、赤字地方債の発行、これは基本的に好ましくない、こういう立場で、なかなかこれを認めてこれなかったわけでございます。国は、経済金融あるいは通貨、税制、こういう面を自分でコントロールできるわけでございまして、赤字国債の発行が続けられるわけでございます。そして、新しい税も導入をできるわけでございます。しかし、地方はど

んなに苦しくとも、国の定めた税財政制度の中で財政運営をやりくりしていかなければならない、こういうことになっております。

余り名譽なことではございませんけれども、私が市長をいたしております市におきましては、平成元年度は公債比率が二一・五九、平成元年度では全国のワーストワン、こういう位置にあったわけでございまして、そういう財政状況で市政を引き受けましたので、当時は赤字国債を発行できる国を大変うれしく思ったわけでござい

す。しかし、そうは申ししましても、赤字財政を借金で穴埋めしていく、こういうことはやはり望ましいことではないわけでございまして、極力これは避けるべきである、このように思うわけでござい

ますが、今回、総務省としては赤字地方債制度の導入に踏み切ったわけでございます。一昨日までの総務大臣の御答弁では、交付税特会の借入残高をもうこれ以上ふやしていくわけにはいかない、そういう判断がございましたし、また、地方団体の財政責任を透明化していく、こういう趣旨で今回のこの見直しが行われた、このようにお聞きをいたしておるところでございます。

自覚と責任ある自治体運営、こういう面からこのことは一定、理解のできるところでございますし、また、これまで交付税特会の借り入れ方式で年間約八兆円という巨額の財政補てんを行っておったので、平成十三年度は、激変緩和、こういう意味から半分だけ新しい方式に移行して、残り半分については従来の特会借り入れと併用する、こういう方式をとったのもやむを得ない、このように思うわけでございます。

ついでには存続をする、こういうことになっておる点でございます。

財政の透明化という観点からいたしますと、この部分についても特会借り入れ方式を廃止する、こういう選択肢があり得たのではないかと、いうふうにも思うわけでございます。恒久的な減税による交付税影響分の補てんについては、これまでどおり交付税特会借り入れ方式にする理由につきまして、財政局長から御説明をいただきたいと思

います。

○香山政府参考人 お答え申し上げます。恒久的な減税に伴う地方財源の不足につきましては、将来、私どもとしては、税制の抜本的見直し等によって補てんされることを予定しております。そして、そういう意味では、今回の補てん措置というのはいわばつなぎの措置というふうに考えておる次第でございます。将来の税制の抜本改正によって措置を講ずる場合には、そのときにしかるべき増収措置によって解消されるべきものだと思

えておるわけでございます。したがって、通常収支の補てん対策につきましては今回見直しをいたしましたけれども、恒久的な減税の影響額につきましては、従来の方式を踏襲するというようにこと

にさせていただきます。その場合に、国税の減収に伴う地方交付税の減収というようになりますから、これは、地方団体に對しましては交付税という形で補てんする方がよいと考えられますことから、交付税特別会計借入金で対応することとさせていただきます。

○菱田委員 どうもありがとうございます。それでは次に、財政運営の基本路線について伺いをいたしたいと思います。

平成十三年度の地方財政計画を見ますと、地方単独事業が前年度比で一兆円減額をされております。これは、地方団体の歳出決算との乖離を調整する規模は正であって、地方団体の予算の減額を想定したものではない、こういう御説明が前回の審議でございました。ただ、地方団体は、最近の

財政状況の悪化で公共事業の実施に非常に慎重になっておるわけでございます。

こうした中で、今回の見直しで赤字地方債が導入される、こういうことになりましたと、各団体の地方債の残高がますます増加をするということになりますから、地方団体の公共事業に対する意欲、特に景気対策としての公共事業、公共事業に

ももちろんいろいろあるわけでございますけれども、この実施意欲にブレーキをかける作用が働くのではないかと、こういうことが懸念されるわけでございます。

そうしますと、国の財政は、景気回復を最優先課題として引き続き積極財政路線をとっておる、これに對しまして、地方財政の方は、今回の見直しによりまして財政構造改革路線に転換をしたのではないかと、こういう見方もできるかと思

いますけれども、御意見をお伺いしたいと思

います。この点は、既に議論の交わされておるところでございますけれども、私どもの党の政策の基本にかかわることでございますので、改めてお聞きしておきたいと思

います。

○遠藤副大臣 本日はたまたまの時刻、片山大臣が予算委員会に出席をしておりますので、私が答弁をさせていただきます。どうぞよろしくお願

いで、一部残しているんですけれども、国の方は国債を発行していただく、その財源不足分ですね、補てんでございますけれども、地方の方も独自に赤字の地方債を発行していただく。しかし、これは後で交付税措置をとるわけでございます。こういうふうなことにいたしまして、国の責任も地方の責任も一層明確にすることによりまして、地方におきましては、議会、住民にそういう借金をして運用しているという構造を深く理解をしていただく。このことによりまして、今後とも経費支出の効率化、重点化を図っていただきますとか、地方財政を健全化していただくという気持ちになつていただく、こういう意味では視野に入れているという意味があります。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、当面の経済財政運営の基本姿勢といたしましては、なお景気対策の方に軸足を置いておりまして、既定経費の節減合理化に努めながら、公共事業の地方負担とか地方単独事業の所要財源というものはかつちり確保した。こうして、地方団体に對しても、より一層景気対策へ積極的な取り組みを要請しているところでございます。

○委員 ありがとうございます。
前回の審議でも、二匹のウサギを追うのかどうか、こういう議論が交わされたわけでございまして、私も国の財政の現状を見ておりますときに、構造改革にも目を向けていくべきだ、この時期に差ししかかっていると思います。

しかしながら、今の時期、最大の政策課題であります景気浮揚がまさに正念場に来ておりますだけに、地方においてもしばらく頑張ってもらわなければならぬ、このように思うわけでございします。また今後、安全な町づくり、こういう面での必要な公共事業までその意欲がなえていくことについては、十分に配慮をしていかなければならぬのではなからうかというふうにも思っております。

次に、都道府県レベルでの安定財源の確保、こういうことから、法人事業税への外形標準課税の

導入についてお伺いをいたします。

法人事業税は、都道府県の基幹税でございます。所得を課税標準といたしておりますので、その税収は確かに不安定でございます。都道府県では、地方分権を進めていく上でも安定財源の確保が急がれる中で、基幹税である法人事業税の安定化を一刻も早く、こういうことで、外形標準課税の早期導入を強く望んでおるわけでございます。

しかし、一方では、経済団体を中心にいたしまして、外形標準課税の導入は地方法人課税の簡素化の流れに逆行する、あるいは国際競争力へ影響する、雇用あるいは投資活動への影響、こういうことも挙げまして、逆に強く反対をされておるわけでございます。

昨年の十一月、当時の自治省から外形標準課税の具体案が示された、こういうことで、外形標準課税について具体的な論議ができるようになりました。昨年の我が党の税調でも、まさにかんかんがくがくの議論が連日交わされたわけでございします。

そこで、この外形標準課税について、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○遠藤副大臣 法人事業税の改正という意味で、外形標準課税を導入したかどうかということございまして、これについて自治省の時代から総務省は熱心に取り組んできたわけでございします。現在、我が国の法人のうち約三分の二の欠損法人は、地方の行政サービスを受けているにもかかわらず、法人事業税を全く負担していただいております。したがって、残りの三分の一の利益法人にこれらの欠損法人が本来負担すべき分まで含めて負担を願っているという、少し不公平な状況になっているわけでございます。

現在の法人事業税は、要するに、所得というものを課税標準にしておりますので、いわゆるゆるゆるの応能負担ということになっているわけですが、やはり地方の行政サービスを受けているのだから、応益負担の部分も入れていただか

て、この応能と応益の調和のとれた法人事業税に改正する必要があるのではないかと。このことによつて、薄く広く公平に税負担を回していただくというのを考えているわけでございまして、これが結果的にも、地方の税が景気に左右されない形で安定的に得られるという改正になるわけでございまして、昨年十二月の政府税制調査会の答申、あるいは与党三党の税制改正大綱におきましても、地方税としては大変望ましい方向であるから、早急に実施を検討したかどうかというふうなお話をいただいているところでございます。

現在、各地方団体の皆さん、特に課税団体であります都道府県の皆さんと連携しながら、特に産業界の皆さんとも深い理解をしていただくようをお願いをしているところでございまして、そうした形で理解をいただけたならば、ぜひとも来年度の税制改正での実現をしたい、このように全力を挙げているところでございます。

○委員 ありがとうございます。
遠藤副大臣の御答弁、いわゆる外形標準課税については来年度の導入を図って取り組んでいく、こういうお考えでございました。私も、応益課税、こういう観点から、また地方分権を支えていく安定的な地方財源を確立するということから、外形標準課税を導入することには賛成の立場であるわけでございます。

ただ、外形標準課税は一概には増税対策とは言えないとはいえますものの、やはり今の時期、景気の動向に与える影響も考えて、そのタイミングを十分見きわめていただきたい、このようにお願いをいたしておきます。

次に、地方団体の自主財源、安定財源の確保、こういう観点から、市町村レベルでの基幹税目となつております固定資産税についてお伺いをいたします。

バブル崩壊以降、地価は下がりだらない状態にあるわけでございます。かつては、土地の値段は必ず上がる、こういう土地神話がございました。固定資産税においても、地価は上昇する、こうい

う前提で制度設計がなされたと言われておるわけでございますけれども、依然として続いております地価の下落に對しまして、固定資産税はどのように対応をいたしておるのか、お伺いをいたします。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。
土地に係ります固定資産税の評価額につきましては、基準年度、最近でいいますと、平成十二年度になるわけでございます。その価格を三年間据え置くことが原則でございます。

ただ、今、委員が御指摘になりましたように、最近の地価の下落傾向にかんがみまして、地価の下落が認められる土地につきましては、本来、価格を据え置きすべき年度におきましても、簡易な方法で下落修正を行うことができる仕組みを平成九年度からとっております。したがって、十三年度、十四年度におきましても、地価が下落している土地につきましては、これに應じまして修正を行うことにはいたしております。

また、課税の公平の観点から、固定資産税につきましては、評価額に対する課税標準額の割合、これは負担水準と言っておりますが、この負担水準のばらつきを是正するために、価格の下落修正を行うことによりまして、負担水準が七五%を超しますと、七五%まで引き下げるといったようなことをいたしておりますので、先生御指摘のような、地価の下落が著しくて結果として負担水準がかなり上がったといった、そこは七五%まで下げるといふようにいたしておる次第でございます。

○委員 いろいろ御配慮をいただいております。市町村の基幹税目であります固定資産税は減収になつていく、こういうことも考えられるわけでございします。市町村の税収の五割近くをこの固定資産税が占めておるわけでございまして、これが大きく変動していくということになりますと、市町村の財政運営にも支障を与えかねないわけでございしますし、また、固定資産税がどうなつていく

か、このことは住民の生活にも大変大きな影響を与えているのでございます。

そこで、固定資産税の今後のあり方につきましてどのように考えておられるのか、また、そのために今検討しておかなければならない問題はどのようなことがあるか、この点をお伺いしておきたいと思ひます。

○山名大臣政務官 今、委員がお述べになりましたように、固定資産税というのは地方における基幹税目でございます。構成率としては、およそ四五%から五〇%近い、こういった構成比率になっているわけでございます。税源の普遍性あるいは税収の安定性に富んでいるというところから、今後ともその安定的な確保に努めなければならぬ、こういう認識は同じでございます。

また、この固定資産税に対する、何といつても住民の皆さんの理解を深めていく、そういうためにも、やはり負担の公平性というものが必要であるかと思ひます。おっしゃる通りに、今土地に係る税負担の水準のばらつきというものがあつたわけでございますから、そういったものについての水準のばらつきは正の必要性が叫ばれているわけでございます。

そのために、平成九年度以降、いわゆる負担水準、評価額に対する課税標準額の割合、こういったものが、負担水準が高い土地については税額を引き下げ、低い土地についてはなだらかに引き上げる、こういうことによりまして、税負担の水準の均衡化、適正化というものを図ってきたところでございまして、当面、今後ともこういったことを推進を図っていく、このことが重要な課題だと思っております。そういう措置を今後とも引き続き講じながら、信頼される固定資産税制の確立に向けてしっかりと取り組みをしてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員 いろいろありがとうございました。地方財政が非常に厳しい、こういうことで、国からの支援を充実させることも大変重要でござい

ます。同時に、最初に申し上げましたように、地方団体自身が歳入の削減と財政資金の効率的運用に最大の努力をしなければならぬわけでございます。そのためには、首長を初めとする職員の意識改革、そしてまた、行政改革に対する住民の理解と協力、その上に立つての思い切った施策の見直し、あるいは効率的な行政システムの確立などが求められるわけでございます。

そこで、地方もいろいろ努力をしておるわけでございますけれども、現在の地方の努力をどのようにお考えになっておられるのか、私はこのことをお聞きしておきたいと思ひます。

大変残念なことでございますけれども、地方分権に積極的でない方の一部に、地方には国に對しての甘えがある、借金をしても国が返してくれるのでむだ遣いをしておられるところも多い、こういう見方もあるわけでございます。無論、行政努力の足りない自治体も一部にはあろうかと思ひますけれども、しかし、財政危機と言われているところ、今日、大半の首長はむしろ国以上に血のじむような行政努力をいたしておるわけでございます。地方団体の首長もやはり選挙で選ばれるわけでございまして、住民やあるいはまた職員から不満を買ふようなことはやりたくない、しかし、自治体の長としての重い責任を果たさなければならぬ大変つらい立場にあるわけであります。

私ごとで大変恐縮でございますけれども、私自身も市長の立場にありましたときは、職員の昇給延伸、百に近い団体の補助金の一律一〇%カットあるいは幼稚園の再編成、いわゆる統廃合、祝いの金のばらまきを廃止してデイサービスセンターを建てていく、あるいはまた、職員の数をふやさない、むしろ減らしていこう、こういうことから、退職職員の不補充などを実施してまいったわけでございます。多くの首長さん方も同じように大変な努力をされておると思ひます。こうした地方の努力をどのように受けとめておられるのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○遠藤副大臣 地方団体におきましても大変血のじむような行政改革をしていただいていると認識をしております。ちなみに、地方公務員の総数ですけれども、平成十二年四月一日現在で、対前年比で二万七千八百六十一人の減少になっているわけでございまして、これは六年連続して減少しているわけでございます。

あるいは、ラスパイルズ指数ですけれども、これも昭和五十年以降二十年連続して低下をいたしております。今現在、ラスパイルズ指数が百未満の団体数は、平成十二年度におきまして二千四百六十二団体。ですから、全団体の七四・六%が国家公務員より安い給料になっている、こういうことでございます。

それから、行政評価につきましても、国に先んじまして地方で取り組んでいただいております。これは平成十二年八月現在の数字でございますが、既に導入済みの都道府県の団体数は二十四団体でございます。全体の五一%。

このように人員管理の面、給与水準の面あるいは行政評価を行ひまして、さらに行政の効率化、簡素化、透明化等を行ひいただくことによりまして、地方行政に真剣に取り組んでいただいている、こういう現状でございます。

○委員 いろいろありがとうございました。今の副大臣の御答弁を聞いておりました、大変うれしく思っております。幾ら財政状況が苦しくとも、住民の皆さん方からは次から次へ新しいニーズが出てくるわけでございまして、首長も精いっぱいそれにこたえていこうと努力をいたしておるわけでございます。

そういうことから、地方を信頼していただきまして、安心して積極的に地方への税源移譲に取り組んでいただきますようにお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、高木陽介君。高木陽介委員 公明党の高木陽介でございます。先ほど委員の方からお話がありました

けれども、大臣が予算委員会や質疑をやられておるといふことで、遠藤副大臣そして山名政務官、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

まず、今回の法改正の問題等もあるんですけれども、全般的な話といたしまして、地方分権の考え方というところでちょっとお話を伺ひたいと思ひます。

地方分権、地方分権という形で今までも言われているところで、権限等が徐々に移譲され始めている。ところが、やはり一番問題なのは、財政的な自立ができるかどうか、ここが一番大きな問題だと思ふんです。そのような中でありまして、やはり大半の地方公共団体が地方交付税に依存している状況。先ほど委員からお話がありました、首長は頑張っている。まさに首長は頑張っているんですけれども、これは地方だけではなくて国も、民間から見れば甘えているな、リストラをしているんだとかいろいろ言われているが、民間の現状から比べたらまだまだではないか、こういうような指摘の方が多いのではないかな、そんな気もしております。

そういった中で、この地方交付税、これにやはり依存しているというところで、頑張っているんだけれども、やはりこれがあつたところでの安心感、こういったものも、ないと言つたらこれは違ふのではないか、そんな気もいたします。逆に、この地方交付税を減らしていく、もっと不交付団体をふやしていく中で自立させていくという、中央依存体質を改善させることも必要ではないか、そういった考え方もあると思ひますけれども、この問題に関しまして、総務省としてのどのような考えがあるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○遠藤副大臣 地方分権の中で、地方の行政事務については、一括法によりまして機関委任事務制度がなくなつたわけでございますけれども、税財源の地方への移管ということがこれからの最大の課題である、こういう認識は高木委員と全く同じ気持ちでございます。その中でも、やはり地方の

自主財源でございます。地方税を拡充する、これは最も基本である、こういう認識も全く同じでございます。

しかしながら、この地方税というのは、税源が偏在をしているところがあるわけでございまして。例えば、これは平成十年ですけれども、東京都は人口一人当たり十九万五千円という地方税になるんですが、沖縄県におきましては一人当たり七万三千円、この間、二・七倍の差がある。このように、地方税目が偏在しがちであるということが大変大きな心配事でございます。そのため、それを調整するという意味で交付税というものが要である、こういう御認識はぜひいただきたいと思っております。

それからもう一点は、各法律で国の行政支出水準を決めておきまして、例えば義務教育の学校の先生のお給料であるとか福祉の関係、そういうものが全部法律で決められているものですから、それをきっちりと賄っていかねばいけません。これが交付税総額の大体半分にあたるということでございまして、地方交付税の健全化というものを考えていかなければいけません。ですから、地方税を主体にはするわけですが、交付税というものもあわせて考えていかなければいけません、このように考えております。

○高木陽委員 まさにおっしゃるとおりだと思います。そういつた中で、例えば、私も東京なもので、都市部の人たちの感覚というのは、何かいっぱい税金を払って、国に一たん集まって、それを何か地方に持っていくか、地方の方から見て、国でみんな一たん集めて、それで公平にという、ごく当たり前の感覚だと思ふんですが、そこら辺のバランスというものがやはり重要だ。もう一つ言わせていただきたいのは、これは幾と卵みたいな話になるんじゃないかと思ふんですね。地方が自立するから交付税がだんだん減るのか、減らすから自立していくのか、そこら辺のところ、これも一概には言えないと思ふんです。

が、そういった観点というものをしっかりと持っていたらいい、そのようにも思います。

その上で、地方交付税制度に關して、地方債の元利償還金を地方交付税で措置するという事業費補正という配分方式について、一部で批判があると思ふんです。こうした配分方式は地方交付税の補助金化につながるのではないかと、こんな批判が聞かされてくるんですが、そのことについてどう考へておられるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○香山政府参考人 お答え申し上げます。

地方交付税の基準財政需要額の算定というのは、人口とか面積を指標として、我々は静態的と言わせていただいておりますが、そういう算定を基本といたしておりますけれども、何十年に一回というふうな、小中学校の整備あるいは広域的に利益が及ぶような河川、港湾、こういった公共事業につきましても、特定の地域、年度によって事業に大きな偏りが出てまいりますので、事業実施の確実性を期するためには、各団体ごとの財政需要の実態をより適切に反映する必要があるということで、現実の事業費に即した算定、我々は動態的算定と言っておりますが、これを一部導入してあるということでございます。

また、地方単独事業についても、例えば過疎債とかいったものが一番典型的な例でございますけれども、財政力の乏しい団体であっても、地域の活性化を図るとか、国庫補助金に依存しないことができるべき規模の事業ができる、こういったことが可能であった方がよろうというところで、同様に一部動態的算定を導入しておるわけであります。これに對して、いろいろな御意見をちょうだいすることが多いのでありますけれども、あくまで基準財政需要額というものは、補助金のように使途を特定するものではございません。したがって、例えば起債を起してそういうことを実施するかどうかというのは、あくまで地方団体の主體的判断というものが前提になっておるわけでありますから、そういう意味で、箇所づけだとか事業のメ

ニューまで決めておるような補助金とは基本的に質が違ふ。あくまで財政力の差がある地域でもいろいろな事業ができるということを保証するため、御理解願ひたいと存じます。

○高木陽委員 もう一つ、地方の自立ということと考へますと、これはやはり規模の問題も関係してくるかなと思ふんですね。

例えば、先ほど都市部と地方の比較ということ、都市部の方はかなり余裕がある。これはやはり人口も多いですし、それなりの産業もあります。そうなるにつきますと、例えば人口数千人の村だとかそういったところは、自立しろ自立しろ、努力はしても自立しようがない客観的状況というのがあると思ふのです。そうなるにつきますと、やはりこは合併という話が出てくると思ふのです。

つい先日、私の地元でもある多摩地域で保谷、田無が合併して西東京市というのでございまして、間もなく埼玉ではでかい合併が行われるわけですが、そういう中で、これは我が党も、地方自治体三千もあるものをやはり千ぐらいにしていくべきではないかという、これは党の方針としても打ち出さしておりました。これは、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○遠藤副大臣 与党の合意をいただきました。それを昨年十二月の閣議でも決定させていただきました。わけですが、千ぐらいの程度、今三千二百二十六の市町村があるわけですが、それをそれぐらいの規模にしていくということ、総務省も取り組んでいきたいと思ひます。

恐らく、二十一世紀、これからの世紀というのは市町村の時代だろうと思ふのです。市町村というところが住民に一番身近な基幹的な単位でございます。ですから、そこが財政力を強くしていくということが大変大切なわけでございまして、この市町村合併というものを強力に進めていきたい、こ

ただ、これは強制的にはなかなか難しいわけでございます。地方自治は地方の皆さんの意思というものが大変尊重されなければなりませんから、それに誘導するような措置、環境づくりというものを総務省は行っていきたいというふうに考へていただいております。今後とも、御理解をいただまして、推進に御協力いただければありがたいと思ひます。

○高木陽委員 しっかりと啓蒙という形で頑張った方がいいと思ひます。私たちが議員の方も、その問題に關して、やはり地元を含めて推進していかねばいけません。強く感じております。

その上で、今、副大臣のお話に出てまいりました、身近なという言い方をされましたけれども、やはり税金の使われ道というのが、国としてまた自治体というふうな形の中で、国だとなかなか見えないというふうな形があると思ふのです。もちろん、予算案の審議をやっている真ん中でございまして、これは一円たりとも、血税ですのむだにはできない、そういう中での予算案の審議をやらせていただいておりますが、正直、住民、市民、有権者の実感としてみれば、何兆円という話になりますと、なかなか実感がしない。やはり自分の市だとか町、村で、ではここに何をきつたとか、こういうサービスができたとか、そうなるにつきますと、目に見える形で、自分の汗水流して働いて納めた税金がこうやって効果的に使われているな、こういう実感がわいてくると思ふのです。その上で、見えるということはチェックができるということですから、そうなるにつきますと、行政の効率化も進んでくる。

ここでも最初の話に戻りますが、地方の自立をさせるために、これは先ほどの質問でも出ておりましたけれども、税源の移譲ですね、これを図ることが必要である。この税源の移譲、例えばたばこ税とか、今まで自治省時代にいろいろ工夫をされてまいったと思うのですが、そういった現状、そしてこれからの、今後の方針みたいな部分

をお聞かせ願えればと思います。

○遠藤副大臣 地方の自主財源でございます地方税を充実、拡大する、これにあらゆる知恵を絞っていきたい、こういうふうな考えでいるわけでございしますが、方向といたしましては、やはり税源が偏在しない形で税収が安定する、こういうふうな税目というようになりますと、個人住民税であるとか地方消費税の充実、あるいは固定資産税の安定的な確保、こういったものがあります。それから法人事業税につきましても、応益負担分を加味いたしました改正を行う、いわゆる外形標準課税の導入ですけれども、こういった形のもので地方の独自財源というものを拡充していくということが大切だと思っております。

いずれにしても、税の問題でございますから、やはり税収がふえるというのは、景気をよくしなければ税収はふえないわけでございまして、ぜひ景気対策をしっかりやりまして、日本の国を元気に、そして税収の豊かな国にして、その中で国と地方のあり方を抜本的に考えていく、今の制度をかなり大胆に変えていきまして、地方の課税自主権というものを拡大していく、こういう方向で取り組んでいきたい、このように考えております。

○高木(陽)委員 ただいまも課税自主権という言葉が出てまいりました。これはまさにここ最近、話題となっております、外形標準課税、東京都は銀行税ですね。

さらには、文京区では、またおもしろい角度といたしか、場外馬券税というのですか、例えば、文京区のウインズ、場外馬券場の後楽園では、平成十一年度で馬券の発売額が二千三百億円、全国一の場外馬券場で、ここで新税を導入しよう、そうなりますと、十五億円の税収を見込むという。

さらに、山梨県河口湖周辺では、河口湖で、ブラスパスだとか、釣りのメッカとなっておりまして、そういうところでの遊漁税の新設、こういう話が出ております。

自治体にとってみれば、これは本当にのどから手が出るほど欲しいというのか、どんなんやっていますか、

きたい、こういう考え方があろうと思うのですが、まさに地方分権の推進の観点からいうと、こういった方向というのはほとんど出てくるだろう。出てくるのはいいのですけれども、景気の問題等々もあります。特に、銀行税、東京都の場合には司法の場に持ち込まれておりますので、こういった中でなかなか一概には言えないと思うのですが、地方分権の推進の観点から、新税導入に關してどのようにお考えか、お答えいただきたいと思っております。

○山名大臣政務官 御承知のように、昨年四月の地方分権一括法によりまして、法定外普通税、従来、許可制であったものが協議制に改正をされ、とともに、いわゆる法定外目的税というものが創設をされたわけでございます。

この法定外税というのは、地方団体にとりましても課税の選択幅を広げるわけでございまして、特に、この法定外目的税というのは、住民にとりまして受益と負担の関係というものがより一層明確になるという上でも意義あるものだ、こういうように思っております。

そこで、今、例に何点かお挙げになった、いわゆる課税自主権に基づく法定外目的税の条例化を検討している市町村が出てくるところでございしますが、我々もいたしまして、この課税自主権の活用をこれから検討する自治体がふえていくことはまず望ましい、こういうスタンスに立っております。でありますけれども、具体的な条例化につきましましては、やはり税制の公平、中立、簡素という一つの原則、あるいは地方税法の趣旨、地方税法の趣旨というの、どこまでも、国または地方、国税と地方税の課税標準といいますが、こういったものが同じではない、かつ住民の負担が著しく過重になっちゃいけない、それから物流面において障害を与えないとか、あるいは国の経済政策に照らして適当であるかどうか、いわば同意要件といえますか、三要件と言っておりますけれども、地方税法の趣旨に基づきまして、何よりも納税者の理解を得る、そして議会で十分な議論

をしていただく、こういうところから、総務省といたしまして、個別に協議あるいは御相談があればしっかりと受けとめまして、そういった要件を踏まえつつ、あくまでも地方分権推進、こういった趣旨ののちとして支援を適切にしていきたい、このように考えているところでございます。

○高木(陽)委員 あともう一つ、新しい税という観点で、これはおもしろいと思ったのですけれども、例えば、三重県で産廃に關して税をかけたところと。一トン当たり千円から千五百円くらいかけようかという、三重県の知事もなかなかいろいろとユニークなことを考えますが、また、杉並区では、レジの袋に五円課税しよう。これは、環境の問題という観点からいいますと、住民として環境問題というのはいささか関心が高いですから、結構賛同を得やすい部分かなという気もしますし、また、グリーン税制等々、国の方もいろいろと環境問題というところで検討はしている中で、まさに住民みずから地域の環境問題をしっかりとらえていこう、こういう意味で検討されているような税制、これは結構重要だと考えますけれども、これに關してどのようにお考えか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。今委員から御指摘がございましたように、廃棄物あるいは下水の処理なんかに関連しまして、地域環境問題ということで、法定外税等の動きがあるわけでございます。総務省といたしましては、こうした住民に身近な地域環境問題について税制で対応するというのは、やはり地方の独自課税に大変なじむ分野ではないかというふうに考えております。

それから、環境関連ということでは、最近、地球温暖化対策といったような地球環境問題等もあるのですけれども、委員が先ほど御指摘になりましたように、なるべくこれからは、分権ということもございまして、地方税の充実強化を図っていくべき点という点からいいますと、こうした分野についてもできるだけ地方税とすることを含めて検討していきたいと考えておる次第でございます。

す。環境関連税制、いずれにしても、国民の皆様は御負担をいただくことになるわけでございしますので、国民の皆さんの御理解、御協力が得られることが必要不可欠でございますから、総務省といたしまして、昨年来、研究会等を開きまして、いろいろな手法、可能性について検討いたしております。今後、こうした研究成果も地方団体の皆さんに提供していきたいと思っております。また、先ほど山名政務官からもお話がございましたが、各地方団体から御相談がございましたら、できるだけ私どもとしては、地方分権を進める、地方税財源の充実強化を図っていくという観点から、情報提供、助言、いろいろな支援を行ってきたい、こんなふうに考えております。

○高木(陽)委員 あと、今回の地方財政の対策で、赤字地方債の制度が導入される。これは、国の方も赤字国債がどんどん累積しているということとでかなり御批判を賜っておりますし、そういった中で、このような措置が地方団体の理解が得られるのか、その点をお聞かせ願いたいと思っております。

○遠藤副大臣 この委員会で大変熱心に御議論をいただいたところの最大の争点といえますが、今回の法律改正の一番大きな項目のところに對する質問でございます。今回、地方財政計画によりまして、従来は、地方に行く財源の不足分を交付税、特会から国が半分、地方が半分借り入れてきまして、それを交付税として地方に渡す、こういうふうな制度をとってきたわけでございますが、特会借り入れという形は、いわゆる国民の方から見ると、見えにくい形になります。

したがって、国も、その二分の一負担分の二分の一ですけれども、これは特会の借り入れではなくて、国債を発行していただきまして一般会計から繰り入れていただく、このようにいたしまして明確にいたしました。それから、地方の方も、この二分の一の二分の一、いわゆる四分の一ですけれども、これは赤字地方債の発行という形

で地方の責任というものを明確にさせていただいたわけでございます。

しかしながら、地方の赤字地方債につきましては、後で交付税措置をする、そして、それを元利償還金を含めまして後年度に全額財源措置する、こういうふうな法律で明文化いたしているわけでございます。このことによつて地方団体にいろいろな財政運営には実質的な影響が出ない、このように理解をしております。地方公共団体の皆さんの理解を得られると思います。

また、積極的に地方の議会でこのことを議論することによりまして、地方の責任という意味も明確になるわけでございます。ある意味では地方の財政の透明化にも資する話になるのではないかと、このように期待をしているところでございます。

○高木(陽)委員 今のお話を聞きますと、まあそんなのかなと思う反面、基本的に手品のような形になっているな、最終的にはだれかが返さなければいけない、これはもう自明の理なわけでありまして、国の方の国債の問題もそうだと思うのです。

そうなりますと、地方団体が地方債残高が累積して元利償還の負担が年々増加している。今回の赤字地方債の発行で、最終的には地方団体がひかぶる分もぐっとくるわけですから、財政悪化に拍車をかけないだろうか。

国の問題でも言われるのは、孫子の代にツケを回すな、こういう言い方をよくされるわけですが、これでも、これは地方自治体においても全く同じこととて、そこら辺の財政悪化に拍車をかけないのか、そうでなくとも財政悪化しているじゃないか、ここら辺のところについて総務省のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○遠藤副大臣 赤字地方債の発行をするといつても、後で交付税で措置するのであれば、もう間違いないく後で返ってくるんだからどんな出せばいいかわからない形になれば、これはもちろん、非常に地方財政の累積赤字を増大させる、そういう懸念

があるわけでございますけれども、私は、逆に、今まで交付税特会という形でわからないところで借りまして、それをいただいておりますから、余り自分の責任を感じないでいただいているところに、交付税というものは天から降ってくるんだという気持ちになつてしまつて、交付税の赤字が膨らんできたところもあると思うのです。

今回は、そういう意味では、地方で赤字公債を発行することになりますと、議会でも議論が進みますし、そのことについて住民も理解をしていただかなければいけないという形になりますから、私は、むしろ累積赤字を抑制する方に力は働くのではないかと、このように思っております。

○高木(陽)委員 責任の明確化だと思うのです。これはまさに、国の方も責任を絶えず明確にしな

ら、今抱えている借金の問題というのをしっかりとしていかなければいけないと痛感するところなんです。

もう一つ、これはもう時間も参りましたので、最後の質問になりますが、バブル時代、金利が高かったです。きのうも公定歩合はまた引き下がりました。低いときに借りるのはいいのですけれども、高金利時代に借り入れた地方債の償還負担がまた地方財政を圧迫しているという現状があると思うのです。これに関しまして、どのような対策を講じてきたのか、また、今後どのような対策を講じていくかとしているのか、これについて伺いたいと思います。

○山名大臣政務官 高木議員御指摘のように、過去の高金利時代に借りた地方債、その償還負担が地方財政を圧迫している、まことにそのとおりでございます。

そのために、今までそういう地方債償還費に対する対策をいたしまして、いわゆる公営企業金融公庫の借入れ措置、あるいは地方債償還の負担が重い市町村につきましては、公債費負担の適正化計画を策定していただきまして、その上で地方債利子に対する特別交付税措置ということで対策を講じてきたところでございます。

また、平成十一年度からは、普通会計におきまして高利の公債に係ります地方債利子につきましても特別交付税措置を講じたり、またそれに加えて、平成十一年度におきましては政府資金並びに公庫の繰り上げ償還、これにつきまして、平成十二年度においては、そのうち普通会計債についても借入れ措置を実施している、こういうところで対策を今日まで講じてきました。

平成十三年度におきましては、そういった措置に加えて、公庫資金に係りますいわゆる公営企業債、この借入れ措置につきましては、利率要件、こういったものを、従来七・三%以上のものを七・〇%以上、こういう形で利率要件を緩和していきたい。

さらに、高利の公債資金に係る地方債利子に対する特別交付税措置につきましては、対象要件を大幅に緩和いたしまして、従来一千二百団体、こういうものを二千六百団体に拡大しよう、こういうふうに対策として講じようと考えているところでございます。

○高木(陽)委員 時間が参りましたので終わりますけれども、これから本場に、地方も、独立しよう、自立しよう、一生懸命頑張っている、もがいていると思うのです。これに関しまして、今回の地方交付税法または地方税法の改正等々だけではなくて、総務省といたしましては、本場に地方分権を、まさにそれを進めているのだというように形で頑張っていたかと思ひます。

以上で終わります。

○御法川委員長 午後零時十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時三十分休憩

午後零時十分開議

○御法川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田並委員 田並でございます。大臣、忙しいと質疑を続行いたします。

ころ、本場に御苦勞さまでございます。

それでは、私の方としては、四十分ですので、地方財政の再建、つまり、大変異常とも言える現在の財政危機をどう克服するの、さらに、地方税源の一つとしての外形標準課税の問題、この二つに絞つてお伺いをしたいと思ひます。

大臣も御承知のように、先週、二十二日ごろだったと思うんですが、アメリカの格付会社S&Pが日本の国債について、これまで最高水準のトリプルAにしてきたのを、今度、格下げに踏み切つたようであります。これは、国債の大量発行、さらに急激な財政事情の悪化、そして金融機関の不良債権の問題、これら全部ひっくるめて、今の日本経済の構造改革に対する姿勢が疑問視をされてこういう結果になったのではないだろうか。

もう一つアメリカの格付会社でありますムーディーズも、同じような理由で、ダブルA1からダブルA2へと日本の国債を格下げいたしました。ある新聞によりますと、これが日本とイタリядと。はや日本は、もう先進国の仲間入りができなくなつちやつて先進国でなくなった、こういう評価すらある新聞はしておるようでありまして、しかも、今後の見通しについても大変弱含みだということ、さらなる格下げの可能性すら示唆している、こういう内容でございます。宮澤財務大臣はこれに対して、こんなことを言うのはちよつとおかしいということ、一応否定はされているようでございますが、しかし、国際的に非常に影響力の強い格付会社がすべて日本の国債を最上位から格下げしているのは、残念ながら事実でございます。

私どもとしては、こういう格付会社の日本国債の格下げについてしっかりと受けとめないと、しかも、冷静に直視をせざるを得ないのじゃないだろうか。その上、政府税制調査会の石弘光会長も、先週、二十三日の講演で、S&Pさらにムーディーズ、これが日本国債の格下げをしたということについては、世界の目から見て日本の信頼性

がすく落ちてゐる、これは早晩、国債の価格に響いて、ひいては長期金利の引き上げにも響くんではないだろうか、原因になるんじゃないだろうか、こういうふうな指摘をされたらどうでございます。

このまままいりますと、必ずどこかで財政破綻を来す、そうした不安を恐らく多くの国民の皆さんが持っているんじゃないだろうか。場合によると、大臣も持っているのかもしれない。この財政破綻という最悪のシナリオは何としても避けなければいけませんし、絶対にあつてはいけな、このように考えるわけです。

そこで、国の財政破綻の危機というものが迫っておりますが、地方財政も国の財政と同じような形で非常に厳しい状況にあるわけでありまして、この地方財政の破綻を避けるための財政再建という重要なテーマについて、まず大臣の見解をぜひお聞かせしたい、このように考えるところでございます。

まず、我が国の天文学的な借金の状況を、フロー、ストックという両面で正確に把握をしておる必要があるんじゃないだろうかということから、平成十三年度末の国、地方の借金は平成十三年度末と比べてどの程度ふえているのか、どのくらいの額ふえているのか、また、その合計は幾らになっているのか、これはストックの部分になるんでしようけれども、お聞かせを願いたい。これが一点目でございます。これは自治財政局長の答弁をお願いします。

○香山政府参考人 お答え申し上げます。国の方の債務残高、十三年度末で五百六兆円程度でございます。前年度末に比べて二十二兆円程度の増と見込んでおります。それから、地方の十三年度末借金残高は百八十八兆円でございます。前年度末に比べて四兆円程度の増でございます。国と地方合わせた残高、これは重複分を除く必要がありますが、合わせた残高は六百六十六兆円でございます。前年度末と比べて二十四兆円程度の増となっております。

○田並委員 今の数字はもう前から聞いている数字なんです、改めて今聞いたわけですが、六百六十六兆というのは本当にすごい数字だと思ふんですね。また、余り巨額過ぎて実感感がわかない。一兆円というお金を一人の人が毎日毎日百万ずつ使つても二千七百何十年、約三千年近くかかるんだそうですよ、一兆円というお金は。百万ずつ使つても、まあとても使い切れないでしょうけれども、それはどのものが六百六十六兆もあるというわけですから、これは大変な数字です。一億二千万の全国民に割り返してみると、一人五百万を超える、こういう借金です。そう言われてもまだびんとこないんです。

○田並委員 今の局長の答弁でおわかりのように、四捨五入をしますと、国で約四割、それから地方で約三割ということになるわけですね。平成十三年度において、自前財源に比べて、今申し上げたように、地方が三割、国が四割、これにも相当するようなフローの財源不足があるわけでありまして、国の財政を、例えば月収五十万円の収入を得ているサラリーマン家庭に置き直してみると、五十万の収入というよりも、実際に五十万の収入に対してサラ金から二十万の金を借りている、国の場合は、地方の場合は、五十万の収入に対して三割ですから、十五万円お借りしている、こういう状況にあるわけですね。これ以外にも、もう既に建設国債や地方債といった通常ベースの借金もあるわけですから、これはまさに危機的な財政状況と言つても過言ではないと思ひます。

これはもう大臣がずっとこの審議の中で、大変な財政状況なんだということを言つておられますが、自治官僚も経験されている大臣のことですから、この地方の財政状況についてどのようにお考えになっているのか、改めてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○片山国務大臣 冒頭、田並委員からいろいろお話ございましたように、アメリカの格付会社が格下げをした、私は私なりに本場にショックを受けたが、まあこれは会社がやることですから、ただ、国際的に信用がありますから、日本の評価がそれだけ少しかくなくなった、こう思ひますけれども、私は、公の経済の方は大変な、フローもストックも借金ですけれども、個人の金融資産はもう御承知のように一千二、三百兆円、対外資産は一兆ドルでしょう、外貨準備高は世界の最高ということで、トータルでは言われているほどなかたという感じがいたします。

しかし、今の累積の借入金高とか、あるいは今、田並委員が言われたような毎年の自前の収入に対する借入金なんかを見ますと、イタリアより悪くなっているんですね。そういう意味では、このところ欧米の国がみんな財政の改善をやつてき

た中で、日本がやや取り残されているかなという感じはいたしますので、いずれにせよ、財政再建といふか財政構造改革の準備にそろそろ入るべきだろう。ただ、基本的にはやはり景気回復というのが一番基本で、景気回復に軸足を置かなければなりませんけれども、そういう中で、財政構造改革に対する準備といふますかその構えは、一兎を追うんですけれども、二兎を追う構えも要るのではなからうかと私は個人的に思つております。

ということ、これはバブル崩壊後さらに最安値を更新した。午後になるとどうかかわりません、株というのはいろいろな要素で動くものですが、しかし、そこまでいっているわけですよ。ですから、はっきり言って、これだけ借金をふやしながら、何とか公共事業を中心にして日本経済をよくしよう、こういう努力をされたことはわかるんですが、結果としてはその結果が出ていない。

ですから、大変言いづらいことなんです、株価が下がる、さらに主要な経済指標である設備投資も個人消費も伸び悩んでいる、しかも、アメリカ経済の減速によって残念ながら輸出も落ち込んでくる、本当に先行き不透明な経済状況です。ですから、経済が自律回復に向かってからやろうかなという話もありましたけれども、果たして、二兎を追うとそういうことになっちゃうのかなと思うんですけれども、しかし、先ほど大臣が言われたように、本当に今から準備をしないといけないような気がするんです。

それで、地方においても、今申し上げましたように、大変厳しい状況ですから、非常に不安であります。一刻も早い財源不足の解消が求められているんですが、いつになったら地方の財源不足というのがなくなるんだろうか、これについて大臣はどうお考えか、きょうお聞かせを願いたいと思うんです。

○片山国務大臣 きょうの午前中の予算委員会でも、今の景気、株価についての質問がございました、麻生経済財政担当大臣は、厳しいと、厳しいけれども、政府の見通しのプラスの二はトータルで確保できるのではなからうか、なかなかきついかいけれども、こういう答弁をされておりました。

そこで、今の日本の株価や景気の低迷の一つは、やはりアメリカ経済の減速ですね。アメリカ経済が減速しますと、日本の輸出にもろに響く、アジアとの輸出に響く、それが同時に、アジアと大変な関係にある日本にも響く、こういうことでございます。ただし、それでも、恐らくア

メリカは、悪くなくても二、三％の経済成長は維持すると私は思います。ただ、今までは四、五パーですから、その意味では、日本にどうしても影響がある。

株価というのはどういうことで上がった下がったりするか、私もよくわかりませんけれども、やはり先行きの不透明さを含めてそういうことになっているのではなからうか、こういうふう

に思っております。そういう意味でも、景気対策については引き続き強力にやる、しかし同時に、財政構造改革も準備に入る。こういうことがやはり先行きに対する安心感を与えるには与えるのではなからうか、私はこう思っております。

いずれにせよ、抽象的な御答弁で委員には申しわけないんですが、それでは、何年に景気は直って財政改善のはっきりした兆しが定かになるかということは、今の時点では申し上げられませんが、けれども、とりあえず本年度は一、二の経済成長を確保し、来年度は一、七の経済成長を確保し、その後は、期待としては二％以上の経済成長で、民間需要中心の、官から民へのバトンタッチをして自律的景気回復の軌道にしっかりと乗る、こういう段階に立てば、その年かその次の年あたりからしっかりと国と地方の税財源見直しの議論を始めるべきではなからうか、結論を得るということではあります、そういう感じを私は個人的に持っております。

○田並委員 今の大臣の答弁でいくと、かなり明るい展望が持てるんですねけれども、ただ、今までの経済運営の状況だとかを見てみると、そういうふうにもうまくいくのかな、こういう気がしてなりません。

これは質問じゃないんですが、今まで大型の公共事業をやっておったものを、特に今地方では、介護保険なんかが始まりまして、例えば特別養護老人ホームが足りない、あるいは軽費の、もっと値段の安い、しかも、自分だけではなかなか生活ができない、いわゆる介護を必要とするというの

でケアハウスというのが今ありますけれども、このケアハウスも、はっきり申し上げて、厚生労働省がつくっている、いわゆる新ゴールドプラン21と比較をしますと、とてもとてもその進捗状況が遅い。あるいは、お年寄りの介護を必要とする人が大体全体の七割ぐらいが在宅で今介護を受けているんですが、こういう方々に対する例えばバリアフリー化、住宅の内部を改装する仕事、あるいは保育所についても今かなりの人数の子供さんが待っている、なかなか入れない。しかも、女性の方の社会進出、あるいは働く意欲をきちんと保障するための保育所の保育内容の改善であるとかいろいろ考えてくると、あるいは下水道の普及率についても国際的に見ると、まだまだ日本は低いわけですから、公園の面積も狭い。

ということ、確かに大きな公共事業もいんですけれども、やはり地方経済を活性化させる意味でも、福祉や環境というものも大きな公共事業だと私は思います。しかも、地域の住民の人に喜ばれる公共事業というのは、まさに地方分権に合ったすばらしい仕事ではないかと思うんです。

ですから、景気をよくするための一つの方策として、それは大型もよろしいでしょうけれども、もっとも住民の皆さんのニーズに合った、しかも、住民の皆さんの生活のインフラを整備する、こういう方向にも政策転換を、今しているんでしょうけれども、やはりもっと大胆に突っ込んでやっていかないと、景気というのが本当によくならないかな、こういう心配があります。

そこで、今申し上げましたように、景気が回復したら財政再建に取り組むんだと。これは橋本内閣のときでしょうか、財政構造改革法を制定して、一九九七年の十一月ですが、国と地方を合わせた単年度の財政赤字を二〇〇三年度までにGDPの三％以下にして、同年度以降、赤字国債の発行をゼロにする、こういうすばらしい方針を決めたんですが、一年後にこれがお蔵入りになってしまいました。

これはもちろん、当時、消費税率の二％アップ、医療費の引き上げであるとか、あるいは特別減税の二兆円の中止、いろいろな悪条件が重なってこういう格好になったと思うんです。その反省を踏まえて、どうも大臣が言うように、景気が回復しないと、財政再建には取り組めないんだ、今言ってしまうとまた二の舞になるんじゃないだろうかというふうに考えるのかもしれないが、今はもう状況は変わってきているんじゃないかと私は思っています。

これはまた、消費税の税率アップとか何かと組み合わせちゃうと、おかしくなりますけれども、少なくとも私は、五年ないし、場合によっては七年でも十年でもいいです。とにかく国民の皆さんに、この時期になれば少なくとも収支がとんとんになるんだな、基礎的な財政収支がとんとんになるんだといういわゆるプライマリーバランスを示す必要があるんじゃないだろうか。

それは大変な努力だと私は思います。果たして五年になるのか、七年になるのか、十年になるのか、それはいろいろ計算をしないとわからないでしょう。しかし、その辺の具体的な道筋を示さないと、またそれに向かって国も地方も全力を挙げて努力をしていく、こういうことをしていけない、いけないような気がするんです。

そこで、ぜひお聞きをしたいのは、非常に重要なのは、これから総務省として地方財政の収支がバランスする具体的な道筋を示していくべき重要な時期だと今申し上げましたが、特に、大臣は経済財政諮問会議のメンバーです。ぜひ国の財政の再建、あるいは地方の財政の再建も含めて、経済状況の、これからの経済計画をどうするかということも含めて、この諮問会議の中で真剣に議論を進めていただきたいと思いますし、またその責任が大臣にあるんだらう、このように思います。

その際、非常に重要なのは、税源移譲、税源の充実の観点から私は重要だらうと思うんです。地方公共団体にありましては、要するに、自前の財源がきちんとあって初めて地方自治にふさわしい一

人前の仕事が自治体でできるのではないだろうか。例えば、地方分権の一括推進法でいろいろな権限が与えられてきましたけれども、実際には、財源がなければなかなか対応できないということだと思います。ですから、今後の地方財政の運営について、歳出削減を努力するのは当たり前でありますので、ぜひそれをやっていただくと同時に、税源の充実が非常に重要だと思います。

したがって、大臣として具体的にどのような対策を考えられていくつもりなのか、見解をお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 今、田並委員から御指摘がありました経済財政諮問会議が、一昨日の夜六時過ぎから七時半ごろまでございまして、そこで私もいろいろ発言をさせていただきましたが、発言の一つは、割に田並委員と意見が似ているんですが、やはり景気回復を、後退はできない、だから、今進めている景気回復対策、一兎を追う政策は、引き続きしっかりとやるべきだ、またそういうメッセージを発信すべきだ、しかし、同時に財政構造改革にも準備に入るという、先ほども申し上げましたが、同時に二兎を追う構えが必要なので、私は、それは具体的には規制緩和と予算の重点化、選別だ。

そこで、まさに今言われたように、大きな公共事業も必要だということはおわかりいただけます、よりきめの細かい、例えば福祉や介護や医療も、産業的に見てこれはある意味では経済成長にプラスなんだ、それから、保育所の話がございましたが、女性の社会参加で、もっと多機能の保育所の整備をするとか、下水道はもうそろそろでしょうけれども、公共事業の選別というんですか、重点化というんでしょうか、そういうことの最はそのままだ、量の中において質を変えていったらどうか。そういうことが私は財政構造改革につながるのだ、国民の皆さんにも安心してもらえるのじゃないか。それから、予算そのものの性格づけができる。

も、はば、それほど御異論はなく、経済財政諮問会議としては、マスコミが報じていますように、五、六月ごろに予算大綱をつくって、各省庁の概算要求が八月末ですから、それについての一つのガイドライン的な役目をそれで果たさせたらどうか。骨太の予算編成の大きな考え方を示したらどうか、こういう議論になりましたので、ぜひ、今も御激励がありましたので、私もメンバーの一人としてそういうこと的主張をさらに言わせていただきたいと思います、こういうふうに思っております。

そこで、地方財政の今後にとりまして、元費があれば削減していく、行財政改革をやっていく、リストラをやっていくということは、私は、これはどうしても必要なので、地方行革として引き続き地方団体にお願います。

それからもう一つは、委員が言われるように、やはり財源の移譲なので、その財源の移譲をどういうものを想定するかといえます、やはり地域的な偏在性が少ないということと税収に安定性があるということ、しかも同時に、地方税として公平だということですね。

地方税というのは、私は応益的な性格が強いと思いますから、受益に応じていただくという、そういう意味では、やはり地方消費税みたいなものだとか固定資産税だとか、まあ個人住民税が割に伸びますから、そういうもの、できれば法人事業税の性格変更をして外形標準化にしたいだければ、大変地方税としてはバランスのとれた格好になるのではないだろうか。

そういうことで、これも委員が言われましたように、できるだけ早くプライマリーバランスを回復する。そういうことをまずやって、それから財政再建かな、こういうふうに思っております。

○田並委員 かなり具体的な答弁をいただいた、ぜひそういう方向で全力を挙げていただきたいと思います。

そこで、冒頭にも申し上げましたとおり、財政破綻という最悪のシナリオは何としても避けなく

ちゃならない。これはどなたもそのとおりだといふうに理解をしていただけたと思うんですが、そうである以上、私としては、今、経済財政諮問会議でいろいろ大臣が提言をされているという、このことを聞いて心強く思ったんですが、本当に今から、現在の財政状況を再建するためにどうするかという議論をこのときからしなければいけないというふうに思うんです。

それで、今大臣が言われたように、やはり地方の仕事というのは当然、地方の人の負担で、いわゆる受益と負担というんでしょ、受益と負担という大原則をしっかりと持ってもらわなくては、いけないうんじやないかと思うんですが、この間、関西大学の林教授さんのお話を聞く機会があったんですが、この先生は、受益と負担の連動が現在、断ち切られている、これが最大の問題であって、コスト意識を持つことが歳出カットと財政再建につながるのではないだろうか、こういう話を聞きました。そのとおりだと思いませんか。

サービスには負担がつきものなんです、しかし、現在の国と地方の制度では、その負担感だと痛みが地方公共団体や地域住民の皆さんにわかづらくなっているんじゃないだろうか。ということは、ちょっと言い方が厳しんですが、現在の国と地方の間の仕組みでは、どちらかというと、地方公共団体の自立を阻害しているんじゃないだろうか。ですから、そのことが結果的に受益と負担に対する意識を薄らげさせ、地方における自立、自主あるいは自己責任の意識を減退させているのではないだろうか、こういう気がするわけですね。

去年の暮れもそうなんです、毎年、年末になりますと、各地方から首長さん、議員さん総出で陳情に参ります、補助金をいただきたいということで、これは大変なエネルギーです、むだなエネルギーじゃないかと思うんです。

こういうことをしなくても、地方が自主財源をしっかりと持って、地域住民のニーズに合った、それこそ、地域の住民の人がこういうことをやって

もらいたいんですと言ったら、では、ひとつそれに合った負担もということ、まさに透明性の高い、情報公開をきちっとして、これだけの財源の中でこれだけの仕事をやるのに、これだけのことをするとは足りないんだ、このサービスが欲しいんだ、ひとつこういうふうに変えていかないといいけないんじゃないだろうかと思うんです。

ですから、今の状態では、恐らく、国がいいとか地方がいいとかといううんじやなくて、地方が悪いとか、あるいは国が悪くて地方がいいとか、そういう卵と鶏の議論を繰り返していてもしょうがないので、はっきり申し上げて、今の制度を変えないと、住民の皆さん、あるいは地方自治体の皆さん方の自立という意識は、とてもじゃないけれども、根づかないのじゃないだろうか。また、それを今しない、地方財政の危機は乗り切れない、こういう意識変革が、今、我々を含めて、国、地方が必要なんだ、住民の人も必要なんだということを訴えたいと思うのです。

ですから、受益と負担の観点から見れば、地域の歳入は地域の収入で決まていく、こういうことが重要でありますので、それが真の財政再建につながるというふうに考えますけれども、大臣としてはいかがでしょうか。もう時間がなくなりましたので、簡単に結構です。

○片山国務大臣 基本的には、私も、地方団体が賄う財政需要は地方税というのが筋だと思えます。ただ、地方税でやりますと、これは何度も申し上げておりますが、富裕な団体は税収がたくさんとれて、そうでないところは税収が伸びませんから、大変なばらつきができて、仕事が大変なアンバランスで行われる、こういうことになりま

す。そこで、もう御承知のとおりであります、地方交付税、財政調整のためにこういう制度があるわけですね。

それからもう一つ。大きな仕事はどうしても地方だけの財源では賄えないんですね、大きい公共事業だとか、大きい土地改良事業だとか。そう

りますと、国も割り勘として出してもらって、地方もそれに、一緒に出してやるというように必要もありますので、私は、国庫負担金、補助金の必要性も、地方交付税の必要性もありますけれども、今の地方税の比率を上げていくことは必要だと思ひますね、国税が六割、地方税四割ですから、それをせめてもう少し国と地方が接近した比率にしていく必要があると思ひますし、そのことが本当の地方自治の育成につながっていくと思ひます。

○田並委員 またこの論議をするに長くなりますが、次の機会にぜひお聞かせを願いたいと思ひているのは、要するに、標準的な行政需要といひましようか、各自自治体、アンバラがなくて、バランスよく行政が行われる、その調整の原資というのは、大体総務省としてどのくらいのことを考えていらつしやるのだろうか。これは、答弁は後でいいです。また別な機会にやりたいと思ひます。そのことが出てくれば、いわゆる統括補助金的なものも、かなりまた額が変わってくるんじゃないだろうか。そのもとをきちんとしないと、次の論議にはいかなんじやないだろうか。

そのことはまた後でやることにして、私としてももう少し財政再建問題についてやりたかったのですが、時間がございせんので、以上で終わって、次に、外形標準課税の問題について少し聞きたいと思ひます。

ここ近年、法人事業税への外形標準課税の導入の問題が特に重要な課題として、例えば政府税調においても、あるいは与党税調においても、いろいろ論議をされているようでございます。特にこの問題が大きく論議をされるきっかけになりましたのは、御案内のとおり、東京都の外形標準課税、いわゆる銀行税と言われていますが、これが一つのきっかけになって、今あちらこちらで、各自自治体で自主財源を確保するための法定外普通税だとか目的税であるとか、いろいろ論議がされております。私に言わせると、これは地方の反乱だとか、ところが、これはいい反乱なんです。それこ

そ、地方分権を進めるための自主財源をどう確保するか。このお金は地方にだけ使われるわけですから、その集めたお金がどのように使われるかということは、きちっと住民の皆さんに見るわけですので、そういう意味では、地方分権を進める上で、国に対していい反乱だという評価をするわけでございます。

総務大臣にお尋ねをしたいのは、この外形標準課税を導入する意義というのはどういうところにあるのか、まず見解をお聞かせを願いたいと思ひます。

○片山国務大臣 既に、これも釈迦に説法でございますけれども、私は、国税は応能的にやるべきだ、能力に応じて御負担いただく、所得再配分的なところが、地方税というのは受益に応じて、応益的に負担していただく。そうしますと、今の地方の、地方というのはおかしいのですが、全国の法人の状況を見ますと、三分の二が赤字法人で、黒字は三四割ぐらいで、黒字法人で、それで、所得課税ですから、収益が出ないと税を負担しない。ということは、三分の二の法人が税を負担してないわけですね、法人事業税、もちろん法人税もそうです。そこで、応益から言いますと、赤字であろうが黒字であろうが、それは地方団体のサービスを受けているのですから、そこは全体が広く薄く御負担いただいたらどうか。その方が公平になる。しかも、そういうことで税金を取りますと、大変安定するんですね。

そういうことで、かねてから、全国知事会等地方六団体の、法人事業税の外形標準課税は悲願でございまして、前の自治省も今の総務省も、基本的に、地方税としては外形標準課税が望ましい、こういうふうにご考えておる次第であります。

○田並委員 大臣の答弁を聞いていて、まさに税負担の公平であるとか、地方分権の推進あるいは税源の確保、そういう意味では非常にいい税制だとは思ふのです。

しかし、私なんか、地元に行きますと、いろいろな意見を聞きます。というのは、一つは、どう

も税収中立だというのがだけでも、本当に税収中立なんだらうか。ちょっと質問を飛ばしますけれども、この外形標準課税というのは、所得課税と、今度は、事業標準課税というのですか、それと分けちゃうわけでしょう、今までの所得課税一〇〇%の半分半分に。そうすると、例えば、大企業の場合は大分減税になったんじゃないか。だから、中小企業はその分かぶるのじゃないか。だから、中小零細企業にとっては増税になって、大企業にとっては減税になる、こういう話を聞くわけですよ、もちろん、それに対していろいろな意見を私も言いますけれども、だから、税収中立じゃなくて、どうも、大きな企業に対して有利で、小さな企業に対しては大変な負担になるんじゃないか、こういう心配が出されます。

それと、もう一つは、雇用への不安ですね。要するに、実質的には、この事業規模額の大体七割から八割ぐらいを占めているのが賃金、給与ですから、外形標準課税が入ることによって、どうも労働集約型の中小企業とか零細企業に多くこの外形標準課税がかぶってしまつて、場合によると、賃金課税だから、今まで正規社員だった人を節税の意味でパートに変えたり、あるいは雇用を減らしてみたりということ、どうも雇用の不安というのが逆に出てくるのではないだろうか、こういう心配をいろいろと聞かれます。暮れに、地元の商工会議所から、田並さん、何としてもこれは反対してくれと。いろいろ調べたら、働く人が減ったり、中小企業が余り困ったんじゃない、どうもこれは弱ったなということ、私もそのときはサインをしましたよ。そういう心配がかなり全国的にあると思ふのです。

その辺をどのようにお考えなのか、ひとつお尋ねをして、私は時間がなくなりましたので、質問を終わりたいと思ひますが、答弁をお願いいたします。

○片山国務大臣 今、委員が言われましたように、反対される方々の宣伝がかなり行き届いておりまして、まさにそうなんです、全国の中小企

業団体、経済団体が反対された論議は。

そこで、当時の自治省もかなり考えておりました、全体では税収中立で、大企業と中小企業も税収中立で、そこで、大企業の方が資本金一億円を超える法人と資本金一億円以下の中小法人のそれぞれについて、最近十年間の税収の平均をとって、それで割り振っているのです。だから、全体も税収中立、大企業だけととも税収中立、中小法人だけととも税収中立、一応そういう仕掛けにしているんですよ。

ただ、一遍に外形標準にしますと、激変になりますから、そこで激変緩和で、所得課税も残して外形標準課税も入れるという、今ミックスにしているのです。そして、何年間かたつたら全体が外形標準に移行していく、こういう工夫をしているのです。それが一つ。

それからもう一つは、なるほど外形標準課税という、一番わかりやすいのは人件費なんです。だから、この課税を受けると、やはり人件費を削減せにゃいかぬということで、首切り、リストラにつながる、こういう反対なんです。そこは当時の自治省案では相当工夫してまして、全部割り落としをしているのです。人件費が高いところはど割り落とす、そして中小企業はど割り落とす。

だから、世間に伝えられているほどの人件費のウェイトを高くしないで課税することになっているのですが、ただ、そういう誤解がありましたので、委員、今度案をつくるときは、私は、いろいろなこれまでの外形標準化案についての批判や御指摘を入れて、もう少し工夫したらどうか、それから、中小企業の方に特に丁寧に説明したらどうか、これはそれぞれの都道府県の財政を強化する案ですから、全国の都道府県の知事さんにも御協力を賜ったらどうか、こういうふうに話している次第でございます。

○田並委員 それでは、時間ですので、以上で終わります。ありがとうございました。

○御法川委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 自由党の黄川田徹であります。

一昨日に引き続き質問いたしますが、質疑も二日目でありますので、地方自治、地方財政の具体的な課題について議論を進めていきたいと思っております。

新しい制度を生かして地方公共団体が自主的な地域経営を進めようとしても、そのための税財源がまだ十分ではありません。地方分権一括法の附則第二百五十一条におきましても、政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について必要な措置を講ずるものとする定められており、政府は一刻も早くその責任を果たすべきであると私は思っております。

地方分権の一層の推進のためには地方税財源の充実強化が必要だという私の立場を明らかにした上で、平成十三年度の地方財政に関する重要法案について、より具体的に質疑をさせていただきます。また、これまでの質疑により重複する質問があるかもしれませんが、確認の意味で私からも改めてお聞きするところがあるかと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

そこで、まず最初に地方税法に関して伺いたします。

自動車税のグリーン化課税について、環境対策の観点も含めて三点お尋ねいたします。

第一に、今回提案されているグリーン化税制では、車を大事に長く使用する人には自動車税が今までより重くなるわけですが、なぜそのような仕組みにしているのでしょうか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

自動車税のグリーン化につきましても、窒素酸化物などの地域環境対策に役立てる一方で、極めて厳しい地方財政事情にも配慮いたしまして、税収中立の考え方のもとに、環境負荷の小さい車につきましても、その排出ガス性能に応じて税率をおおむね一三％から五〇％の範囲で軽減する、一

方で、環境負荷の大きな車につきましても一〇％の重課を行うというふうにしております。

その重課の基準につきましても、新車として発売された時点におきまして排出ガス性能が現在のガソリン車の排出ガス規制値の二倍以上悪い車を対象とするということを基本的な考え方として、また同時に、物を大切にすることを観点として、あるいは早期廃車により環境負荷等の点も総合的に考慮いたしまして設定したものでございます。したがって、重課対象の車等につきましても、現在の排出ガス規制値からしますと、明らかに環境負荷の大きい車に限定して実施している、こういうことでございます。

○黄川田委員 クラシックカーの愛好者からは不満が出てきそうであります。

そこで、第二に、今国会において、総理は施政方針演説の中で、大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会のあり方から脱却すると述べられておりますが、環境保全上の資源リサイクルの観点からも矛盾するのではないのでしょうか。

○片山国務大臣 これはいろいろな議論がありまして、環境省を初めとする方は、ぜひこれを入れて、地域の環境対策、特にNO_xですね、それをやりたいんだ、PMをやりたい、こういうことでございまして、地方財政を考える方は、今地方税で減税をやるゆとりはない、こういうことのぶつかり合いの中で、税収中立で増減税を一緒にしよう、こういうことになったんですね。しかし、基本はやはり税収中立でも地域の環境をよくするということですから、環境負荷にとつて悪い車、それは委員、やはり買いかえてもらうということなんです。仕方がないんですね。

そういう意味では、買いかえ促進的ではないかというところは確かにあるんですけども、今の新車よりも環境に対する二倍以上の悪化の原因になっているものは買いかえてもらう。ただし、それを一遍にやるというのは大変でございまして、重課の方は一割にして、軽減の方は一三％から五〇％、こういう配慮をいたした次第で

あります。

○黄川田委員 第三に、このグリーン化税制が二年間限りの措置とされている理由は何でしょうか。また、二年後にはどのような見直しを行うつもりでしょうか。

○片山国務大臣 これも今お話ししましたように、大変な議論のぶつかり合いの中で生まれましたので、それが本当に効果があるいい税制かどうか、その検証をした上で、なおこのままの形で続けるか、手直しして続けるか、あるいは別の形をとるか、二年間様子を見よう、こういうことで二年にわたった次第でございまして。

○黄川田委員 それでは次に、軽油引取税について伺いたします。

軽油に重油をまぜる方法で脱税が多く行われていると耳にすることがありますが、これについてどう対処しておられるのでしょうか。

○石井政府参考人 今委員御指摘の、重油を例えれば軽油にまぜて軽油を増量したり、あるいは重油と灯油をまぜて軽油を製造するといったような混和軽油による脱税事犯というのが最近ふえておるわけですが、これに対する対策として、平成元年度改正で混和軽油の事前承認制というのを設けておりまして、この承認を受けないで軽油の混和を行った場合の罰則規定を新たに設けてまして、対策を講じております。

それからもう一点は、現在の灯油や重油等の軽油周辺の油種につきましても、これは、本来の軽油と識別するためにクマリンという識別剤を添加することにしたとしておりまして、各都道府県におきましては、これを活用しまして路上で軽油の抜き取り調査なんかを行いまして、そこで悪質な事犯を取り締まる、こういう仕組みにしております。

今後とも、これを直接課税しておりますのが都道府県でございしますが、総務省としては、都道府県ともよく連絡いたしまして、毅然とした態度で臨んで不正事案を取り締まっていきたい、こういうふうにご考えております。

○黄川田委員 次に、株式譲渡益課税について伺いたします。

私もたくさん陳情を受け、地方からは、申告分離課税に一本化する要望が強いわけでありましたが、にもかかわらず、二年間延期する理由は何でしょうか。改めて伺いたします。

○遠藤副大臣 株式譲渡益課税、いわゆるキャピタルゲイン課税についてお尋ねがありましたけれども、現在は、取引ごとに申告分離課税があるいは源泉分離課税が選択ができることになっておりまして、源泉分離課税を選択すると、地方税が非課税になるわけですね。したがって、地方税が入らない。こういうふうになっておるものでございまして、私どももいたしましては、一日も早く申告分離課税の方に一本化するということを願っております。平成十三年度から、この四月一日から実施するという方向になっておりますけれども、お尋ねのように、二年間現行のまま継続をするというふうな決定が政府部内で行われたわけですね。

これは、株価が低迷しておりますものですか、株式市場に新しく一本化すると影響を与えかねないということが強く懸念されまして、景気対策といったしまして、私どもも同意したという経緯があります。

したがって、二年過ぎまして、平成十五年四月からはぜひとも申告分離課税の方に一本化するよう強く願っております。このように思っているところでございます。

○黄川田委員 株価の動向を考慮してということですが、やはり総務省は筋を通すべきであります。それでは一年間延期をということにはなりません。二年間の延期ではなくて。

○片山国務大臣 自治省サイドは、これは申告分離というところで主張したのです。だけれども、いろいろな調整の結果こういうことになりましたから、それはもう従わなきゃいけません。これは二年でございまして、二年たてばまた一本化の方の努力をいたしたい、こういうふうに思っております。

○黄川田委員 次に、既存の電話回線で高速なインターネット通信が可能なDSL、デジタル加入者回線等の広帯域加入者網を構成する設備に係る固定資産税の特例措置が創設されましたけれども、それはどのようなものでしょうか。そしてまた、それはIT化促進上、どのような効果を期待しておられるのでしょうか。

○石井政府参考人 お答えいたします。

委員、今御指摘の広帯域加入者網、お話に出ましたDSLでございますとか、それから最近ではFWA、加入者系無線アクセスシステムと申しておりますが、そのほかのケーブルテレビのインターネットなどもございますけれども、これらを構成します一定の償却資産につきまして、電気通信事業者が電気通信基盤充実臨時措置法におきまして認定計画に従って新設いたしました場合に、その固定資産税の課税標準を最初の五年間は四分の三とする、したがって、四分の一軽減する、こういうふうにしておるわけでございます。

この措置を創設することによりまして、事業者に広帯域加入者網を構成する設備を整備しますインターネットが働きますので、高速インターネットの利用環境の整備が図られてIT化の推進に資するのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○黄川田委員 次に、地方交付税関係についてお尋ねいたします。

今回の地方交付税法の改正は、平成十三年度の地方財政政策を実現するため、地方交付税の総額を確保するとともに、新たなスキームの整備を初め多くの新規重要施策が盛り込まれております。また、地方分権推進計画等に基づいた交付税の算定方式の簡素化、また、東京都三宅村についての特例の規定整備など、地方公共団体の円滑な行財政運営のため重要な改正であると私も認識しております。

そこで、地方交付税法について個別に幾つか質問させていただきます。
まず、地方交付税法の単位費用の中で、平成十

二年度までの措置とされていた農山漁村地域活性化対策費が今回削除されておりますが、これは特定課題として重要であると私は思っております。そこで、今回の財政政策で、農山漁村の活性化についてどのようなことに取り組まれたのか、お伺いいたします。

○片山国務大臣 今、委員御指摘のように、農山漁村地域活性化対策費というのがありました。これは、例のガット・ウルグアイ・ラウンドの合意に基づきまして、ウルグアイ・ラウンド対策をやるということで、国も国費を六兆百億円ですか、何か出すということを決めまして、平成七年度から十二年度までやる。そういうことですから、地方財政措置の方もそういう対応をとったわけでありまして、それが十二年度で終わったのです。

ただ、委員御指摘のように、農山漁村の担い手対策やいろいろなその他の対策が必要ですから、対策費としてじゃなくて、ちょっと形を変えまして、今度は対策事業費ということ、名前もほとんど同じですけども、そういうことで新たな地方財政措置を行ったわけでありまして、ウルグアイ・ラウンド対策としては一応終了、そういう観点じゃなくて、新たに農山漁村の活性化対策を事業を少し組みかえてやろう、こういうことで四百五十億円、地方財政措置をとったわけでありまして。

○黄川田委員 次に、単位費用の改定で、漁港について新たに単位費用を設けておりますが、その理由は何かでしょうか。

○香山政府参考人 これまで漁港関係経費につきましては、単位費用は基本的に通常の港湾を想定いたしました単位費用を積算いたしておりました。漁港と通常の港湾では経費が違いますので、種別補正という補正を用いまして漁港分の経常経費について算定するという方法をとっておったわけでありまして。先般も御説明申し上げましたが、地方分権推進計画等で補正係数の整理、そういったことによつて交付税の算定方法の簡明化を図れ、こういうような御指摘もございましたので、今回、漁港は漁港で独立した費目にしようという

ことで起こしまして、新たに単位費用を漁港に見合うものとして決めようとした次第でございます。す。

○黄川田委員 今後とも、補正係数を用いて算定している財政需要をできるだけ法律で定める単位費用として算定されるよう要望いたします。

次に、平成十二年度の国勢調査を受けて三宅島の特例を定めることになっておりますが、その理由とどのような特例とするのか、その内容を改めてお伺いいたします。

またあわせて、その数値を今後五年間使用するのか、お尋ねいたします。

○香山政府参考人 三宅島に関するお尋ねでございますけれども、昨年十月に実施いたしました平成十二年の国勢調査でここは人口がゼロになりました。したがって、交付税の計算上、人口測定単位としての費目に関しては需要額がゼロとなるということ、これは同村の存亡にかかわる話でありますので、今回、交付税法の改正法において根拠規定を置きまして、同村の交付税の算定について特例を置くことができるように、規定を置かしていただくということで改正法案をお願いしている次第でございます。

具体的には、前の国勢調査、平成七年の国勢調査を基礎といたしまして、その後の住民基本台帳人口の変動を加味した数字を三宅村の人口として用いるという方向で検討いたしたいと考えております。

これは、次の国勢調査、要するに、五年先の十七年の国勢調査の数字が出るまでは、基本的にはこういう形でいかなるを得ないのではなからうかなと思っております。次に財政投融資改革関係についてお尋ねいたします。

○黄川田委員 それでは、次に財政投融資改革関係についてお尋ねいたします。
財政投融資改革により、平成十三年度から郵便貯金、年金積立金の資金運用部に対する預託は廃止され、市場運用を行うこととなり、財政融資資金は財投債の発行により調達し、融資されることとなるなど、公的資金のあり方が大きく変わると

承知しております。

そこで、財政投融資改革により政府資金のあり方が変わり、特に、年金資金については自主運用となりましたが、財政改革後の地方債の公的資金確保は大丈夫でしょうか。

○片山国務大臣 財政投融資のシステムが大きく変わりました。基本的には自主運用となりまして、私どもの方の郵便貯金や簡保資金も資金運用部にかつて総務省で自主運用する、こういうことになりました。地方債の引き受けも、それに伴いまして地方債資金としては財政融資資金、これは財投債等で調達する資金であります。それから、私どもの方の郵貯の資金、簡保の資金、それに公営企業金融公庫の資金、この四種類が公的な資金になります。公的資金で地方債計画の約六割を賄おうということは、今までと同じなんです。

年金の方は国民年金の資金でございます。厚生労働省で運用することになりますので、今までは、年金資金で主として病院や社会福祉施設にその資金を充てておたわけでありましたが、これについては、年金資金は充てられませんが、今言いました四種類の公的資金で充てる、こういうことで、地方団体には御迷惑をかけないように措置いたしております。

財政融資資金と郵貯資金と簡保資金と公営企業金融公庫資金、これで全体の地方債計画の六割を確保する、こういうことにいたしている次第であります。年金資金がなくなりましたが支障はございませんので、その点は御安心いただきたいと思います。

○黄川田委員 いずれ財政の脆弱な自治体にあつては政府資金の確保が喫緊の課題でありますので、自治体の財政運営に影響が出ないような対応をよろしく願いたいと思います。
次に、公営企業金融公庫関係についてお尋ねいたします。

公営企業金融公庫は、地方公共団体共同の資金調達機関として市場から資金を調達し、良質な資

金を地方公共団体に融通するという極めて重要な役割を担っており、財政投融資改革後もその役割を維持していくことが不可欠であると私は考えております。

そこで、公営企業金融公庫が法律を改正までして財政投融資を出すことにしたのはなぜでしょうか。そしてまた、発行額が一千万円である理由をお伺いいたします。

○片山国土大臣 今度の財政投融資改革の大きな柱は、財政資金というのは今まで特殊法人にかなりながれ回っておったんですね。それがかつて特殊法人がぬくぬくとして存続する事由になつていく。だから、特殊法人が自力で資金調達できるように、自分で債券発行しろ、こういうことにいたしましたわけですね。

しかし、そうもできない、もちろん特殊法人その他の他がありますから、全体では財政投融資というものを別につくる。基本は財政投融資で、別に財政投融資をつくる、こういうことでございましたが、今なかなか、急に制度が切りかわっても、それらの特殊法人はそれだけの準備も力もないんですね。しかし、財政投融資で市場のマーケットの評価にたえるということが財政投融資の基本的な発想です。財政投融資を出してくれと。ただ、無理はしないで出せる範囲で出してくれと。そういうことで公営企業金融公庫は一千万にいたしましたわけでありまして、財政投融資が全体で一兆一千万でしようかね、残りは財政投融資、これは財務省が政府保証をつけてまゝ出て出ます。そういうことになりまして、どうしても政府保証がある財政投融資の方にウェイトがいくんですね。残りについてできるだけ、最初でありますけれども、各機関が自分の力を考えてやる。

公営公庫の場合には地方団体に貸すわけですから、地方団体に貸した債権を担保にする、そういう機関債の発行ですから、我々としては一千万ぐらいが限度かな、こういうふうに考えているわけでありまして。

○貴川田委員 また、財政投融資は政府保証債に

比べて調達コストが上がるのではないかと心配されますが、財政投融資を発行することによって地方公共団体の貸付利率に大きな影響を及ぼすことがあつてはならないと私は思っております。今後、財政投融資の発行額をふやすと、自治体への貸付利率に大きな影響が出るのではないかと思います。ですが、今後の発行額の見通しはいかがでしょうか。

○片山国土大臣 公営公庫で全部発行するのが一・七兆ですから、そのうち一千万ですから、なるほどコストは財政投融資の方がどうしても高くなるんですよ。しかし、全体の公営公庫の資金の中ではそれがのみ込まれてしまふと思ひますので、直ちにそれによって地方団体の利率をどうこうということはありません。

○貴川田委員 それでは終わりに、特別地方交付税についてお尋ねいたします。

まず、特別地方交付税が設けられた趣旨、目的、自治体ごとの算定方法、また算定、交付の時期など、特別地方交付税制度の概要についてお伺いいたします。

○香山政府参考人 お答え申し上げます。

特別交付税は、交付税総額の六％に相当する額によりまして、普通交付税のいわば画一的な算定方法においては捕捉できなかったような特別の財政需要を算定の対象にいたしております。

災害等突発的な財政需要あるいは算定期日、こういった理由によりましてどうしても普通交付税に反映できないような経費につきまして、需要額を横算いたしました。その額から、公営競技の収益金あるいは富裕団体の場合の財産超過額等を控除する、そういう形で個別の地方団体ごとに計算するものでございます。毎年度、十二月分と三月分の二回に分けて決定をし、交付をさせていただきます。

○貴川田委員 そこで、特別交付税は、突発的なあるいはまた特別な財政需要に対して交付されるものとのことでありますが、今年度、平成十二年度の特別な財政需要に当たる例にはどのようなものがあるでしょうか。

○香山政府参考人 十二年度分の特別交付税の算定に当たりまして、突発的な財政需要というようないふことの例示をという話でございますが、例えば、今回の場合は、北陸、東北地方での大変な豪雪がございました。また有珠山や三宅島における噴火災害、それから東海地域の豪雨、鳥取西部の地震などの災害あるいはサミット関連経費、それから口蹄疫の対策経費など、さまざまな財政需要がございまして、市町村課を通じて市町村の特別な財政需要を我々がお聞きした上で、それを算定させていただいております。

○貴川田委員 ただいま局長からお話がありまして、北国の自治体は除雪経費で大変四苦八苦しております。陳情も多く来ておりますので、特段の対応を強く望むものであります。

最後であります。今後、地方分権、財源移譲など、地方財政をめぐる環境は大きく変化していくものと考えますけれども、この特別交付税制度は今の機能を維持していくつもりでしょうか、あるいはまた、新しい制度に変えていくような考えもあるのでしょうか。

○片山国土大臣 できるだけ地方交付税制度は地方の財政需要を的確に反映する、こういうことで今算定いたしておりますが、単位費用や補正係数やいろいろなことでやるわけでありまして、把握し切れない特別の財政需要についてはやはり別の方法が必要だと思ひますので、今の、九四％は普通交付税、六％は特別交付税という仕組みは当面は維持していきたい、こういうふうに思っております。

したが、いずれにしても、税源の地方移譲等これから基本的な問題がありますから、そういう中から基本的な問題はどうかあるべきか、地方交付税制度の中で特別交付税はどうあるべきか、地方交付税制度の中で特別交付税はどうかあるべきか、こういうことは今後、中長期的にしっかりと検討していきたい、こういうふうに思っております。

○貴川田委員 時間でありまして、以上で終わります。

○御法川委員長 午後五時十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後五時十分開議

○御法川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章です。

一昨日の質疑の中で見過ごさない答弁がございまして、冒頭質問をしたと思います。

遠藤副大臣のお言葉だと思ひますが、赤字地方債の元利償還を交付税で見ると国の責任が果たされている、だから今回の改正は、交付税法六条の第三項の条文的許容範囲である、こういう趣旨の御答弁をされております。交付税で見ると、それがどうして国の責務を果たすことになるのか、そこがよくわかりません。真意を改めてお聞きしておきたい。

○遠藤副大臣 お答えいたします。

春名議員も御承知のとおり、平成十年度から十二年度までのこの財源の不足分は国と地方が折半をして負担する、こういうことで対処してきております。これがいわゆる交付税法六条の第三項の制度改正に相当する、こういうことで実行してきたわけでございます。今回そのルールは基本的に変わっておりません。

ただ、変わっておりますところは、国が二分の一持つていたそのさらに二分の一、いわゆる四分の一は、交付税特会からの借り入れをやめまして、国債を発行して一般会計から交付税特会に繰り入れる、こういうふうにしたわけでございます。国債の責任を一層明確にした。

それから、もう一方におきまして、地方の負担分も、全体が二分の一ですけれども、それを今までは全額交付税特会から借り入れていたわけですが、この借り入れを半分にしたしまして

て、半分につきましては地方で特例地方債、これは赤字国債でなければ、この発行によりまして補てんをいたしまして、その元利償還金の全額は後年度の基準財政需要額に算入することを法律で明文化した、したがって、交付税法第六条の第三項に規定する制度改正として位置づけることができる、こういうふうな解釈でございます。

○春名委員 私は、マクロなそういう制度改正の全体の話を知っているわけではなくて、赤字地方債の問題でお聞きをしているわけなのです。

それで、六条の第三項は国の責務を言っていることは間違いない、一〇〇％地方が責めを負う地方債の発行というならば、国の責務を果たしていないということになるわけだが、今回の場合、後で元利償還するという国の責務が入っているものから、六条の第三項の国の責務を果たしている、したがって、この条文の許容の範囲のことをやっている、こういう御発言をされているわけですね、遠藤副大臣。

つまり、今まで旧自治省は、地方交付税というのは、地方の共有財産、共有財産、こう言ってきたわけなのです。これは今も変わらないだろうと思うのです。地方の共有財産であるのが地方交付税である。この地方の共有財産の地方交付税で元利償還をしていくというのが、本当に国の責務を果たしたことになるのかという問いかけです。そういうことをもしおっしゃるようになりますと、地方交付税というのは、国の財産だということになります。

ですから、今までの交付税に対する見解を変えたのかと私は疑ってしまつたわけでありまして、国の責務を果たしたというふうに明言するというのは、私はやめた方がいいのではないかと思います。その点、いかがですか。

○遠藤副大臣 交付税が地方の共有財産であるという認識は変わっておりません。

また、二日前に質疑のときにたしかあったと思うので、過去の答弁で、いわゆる赤字地方債にあ

る補てんはこの六条の第三項に規定する制度改正に該当しないという答弁をされたことがありますが、この趣旨は、個々の地方自治体が自前で借金をして、財源を調達して穴埋めをするというのでは、国が責任を持って地方に必要な財源を確保したことにならないのですから、これは六条の第三項に規定する制度改正には該当しない、こういうふうに私は理解しております、今回は、償還財源をきちっと確保した上で、地方で赤字地方債を発行することを許している、こういうことでございますから、その確保したという面においてきちんと、しかもこの国会で、国の責任で法律に明記いたしましてそれを担保している、したがって、国の責任を果たしている、このように思っています。

○春名委員 なかなか納得できる御答弁にはならないわけですね。

つまり、地方の共有財産を元利償還に充てるということは間違いない今回の方針なわけですが、だからそれで国の責務を果たしているというふうに直結することはできないということ、私は改めて申し上げておきたいと思ひます。

これを議論すると、それだけで時間がかかりますので、続いて、市町村合併問題について大臣にお聞きをしたいと思ひます。

国の行革大綱に市町村合併の数値目標一千という数字が明記をされています。本会議での我が党の矢島議員の質問に対して、大臣は「政府としても、それを一つの目標として念頭に置きながら一生懸命努力してまいりたい」と答えています。

政府としての目標になった、そういうことだと思ひますが、なぜ一千なのか、これがどうもわかりません。与党の数字を十分配慮して閣議決定の文章に盛り込んであるわけですので、政府としてその合理的な理由の説明が必要で、その説明をしてください。

○片山国務大臣 この市町村合併の数値目標については、何度も、当委員会でも、本会議でも、予算委員会でも御質問がありました。

昨年の十二月に閣議決定しました行政改革大綱は、閣議決定ですから、これは政府の意思ですね。政府の意思で、そこに書いているのは千を目標とするという方針を踏まえて、政府としては千を目標とするという方針を踏まえてやる、だから、政府としては、この与党の目標に十分配慮して、重く受けとめて、簡単に言いますと、念頭に置くということですね。

そこで、この千のあれはどうかというのは、与党がどういう積算をされたか私は知りませんが、でも、我々は、今、全都道府県に市町村合併のパターン、たたき台をつくつてもらっている、まだ全都道府県、出てきておりませんが、年度内には、恐らく三月中ぐらいには、一、二おくれるのがあるかもしれませんが、全部出てくると思ひます。その全都道府県のパターンを今の段階で見ていると、大体三分の一ですね、ある県内の市町村の数を三分の一ぐらいを目標にしたいというパターンを、具体的な組み合わせをつくつていきますから、それから、県によっては五分の一ぐらいにしているところもございまして、三分の一ぐらいというのは、それは積み上げた数字ではありませんが、結果としては、私は、これは一つのそれなりに意味がある数字かな、こういうふうに思っているわけでありまして、政府は全都道府県合併のパターンを尊重してまいりたい、こう思っております。

○春名委員 都道府県にげたを預けてはだめです。閣議決定をした文章の中で千という目標があつて、それを配慮してその目標に向かってやるということをおなにはおっしゃっているわけですので、オール・ジャパンで千にするという根拠がないとだめなのです。それは、合併パターンが出ようが出まいが、あなたの方針としてそういうふうになっているわけですから。

しかも、十二月十日の読売新聞にこういう記事が出ています。「自治省は「なぜ千なのか、根拠を示すのは無理。自主的合併が建前であり、政府が数字を出すのは不適当」と猛反発した。」が、与党

側に押し切られた形で数字が入っている、こういう記事も出ています。押し切られたのかどうかは私はわかりませんが、しかし、合併の目標としてオール・ジャパンで千にするということを配慮してそれであるということを言っているわけだから、その合理的な根拠をきちっと説明をしなければ全くわからないじゃないですか。どうですか。

○片山国務大臣 春名委員にお言葉を返すようですが、国が数を決めて、それでやるというのは、むしろそれは中央の押しつけなのですよ。一律なのですよ。我々はそのようではないので、今回の合併は自主的な合併なのです。ただ、与党さんが十分協議して、千ぐらいの目標でどうかと言われるから、それを踏まえて進めます。しかし、あくまでも自主的な合併ということ、都道府県が中に立って、市町村と相談してパターンをつくつて、それをたたき台に進めますというわけですから、我々の方がずっと地方自治を尊重して、民主的であります。

○春名委員 なかなか驚く発言が出るのですが、では、この一千という数字は削除しましょう。だって、地方自治体は、十二月の政府の閣議文書の中に千という数字が初めて入って驚いているわけですよ。おお、三千三百を千にするのか、そうやってやってくるのかと。みんな思っていますよ、そんなの。それは削除してください。撤回してください。

○片山国務大臣 だから、行革大綱に書いているじゃないですか。目標とするという与党の方針を踏まえてと書いているのです。踏まえて市町村合併を促進します、こう言っているのです、踏まえていだけで、それが目標だといつても言っていない。目標を踏まえるのですから。

○春名委員 おもしろい答弁をされるので、では、踏まえてと言われるということはどういう意味でしょうね、禅問答になるので、もうやめますけれども、

字が出て、踏まえて実行するということは、それに向かつて推進するという意味と同意語なんです。そういうものなんです。

それで、少し議論を進めたいと思いますが、国や県が強制すべきことではないということをお大臣は今基本認識としておっしゃって、総務省はその立場でやっているということをおっしゃいました。私は、そうであれば大賛成であります。

ところが、今の国のやり方について、当事者の市町村や町村がどう受けとめているかというのには御存じかと思ひます。昨年の全国町村長大会、全国町村議長大会、「強制するな 市町村合併」の垂れ幕がかかり、緊急決議がおの上げられています。合併をする当事者は、これが強制だと感じているからこそ、こういう決議が上がっているんじゃないでしょうか。大臣はそう感じませんか。

○片山国務大臣 それはいろいろな受け取り方があります。今の全国町村会や議長会が言っているのは、私も会長さんや幹部の方と話しましたが、皆さん、昭和二十七、八年から三十年代の初めにかけての合併のイメージがあるのですよ。

これは、どうしても市町村を強化して、前回も言いましたけれども、小中学校のしっかりした管理をしてもらうための規模が要る、八千以上にしたと、こういうことで、ある意味では、一律に、かなり強烈的な勧告をしながら進めた合併ですよ。だから、今回も、そういう平成の大合併で、皆さんのこういう危機感があるので、そうじゃありませんというのを申し上げているのです。あれは、法律をつくりまして、内閣総理大臣勧告や知事勧告を入れて、かなり強力に進めた合併だったと私は思ひます。それによって全国の市町村が拡充強化されて、あの当時のいろいろな仕事ができるようになったことは事実ですけれども、今回は、もう時代も違いますから、地方分権の時代ですから、あくまでも自主的な合併だということ、それは町村会や町村議長会へも十分な御理解をいただいております。

先ほどから千に大変こだわっておられますけれども、与党は千と言ひまして、結果として、都道府県を積み上げてみると千に近いということは、そのくらいが国民的な常識、コンセンサスなのかと私は思ひます。

○香名委員 地方分権の時代ですから強制しないということをおっしゃったので、私はそのことを信じてこれから議論を進めたいのです。

確かに、国と地方は対等、協力というのが地方分権の最大のテーマであるし、最大のうたい文句です。大臣も御存じかと思うのですが、地方分権を進めるために、その受け皿として合併をしつかりやって行政体制を強化しなきゃいけないという議論があります。大臣もそのことはおっしゃっている。しかし、地方分権推進委員会の少なくとも第二次勧告が出るまでは、受け皿論は排除するということがはっきりとわけていました。

西尾勝さんという地方分権推進委員がいらっしやる。この方が、例えば「未完の分権改革」という文書の中でこういうことを言っています。

受け皿論は棚上げだ、棚上げが必要だ、棚上げにしなければならぬ、そのことは、こういう受け皿論を議論し始めると、権限や財源の移譲が大事なのに、受け皿がないからできないと、地方分権ははるかに先行してしまふ、そういう受け皿論はやめよう、こういうことを私が申し上げたら、思っていた以上に多くの人々の賛同を得まして、大体そういう線に固まって、そういう意味で、受け皿論というのは棚上げでいいこうという議論になったという経過があるわけです。それは、合併して受け皿をつくってもらわないと権限や財源は移譲できないということになると、まさに地方分権そのものを後景に押しやるということにほかならないから、そういう認識からでした。

の事務や権限の移譲はほとんどありませんし、ましてや、議論がずっとなつていますが、税財源の移譲は全くないわけですね。

いよいよこれから本格的な権限や財源の移譲ということが議論の中心に座つていかなきゃいけない、そういうときに、二〇〇五年までに合併をやつたらうまくいきますよ、あめやむちということをおっしゃっていますけれども、合併という条件を出すようなことをすれば、地方分権そのものの足を引っ張ることになりかねません。そういう認識でこの問題に当たらないといけないのじゃないかと私は思ひます。大臣、どういう御見解でしょうか。

○片山国務大臣 西尾先生も私、よく存じ上げておりますけれども、受け皿がないと権限や財源の移譲ができませんというのとは間違いです。しかし、同時に、受け皿がしっかりしていれば権限や財源の移譲がしやすいのです。だから、これは並行なんです。どっちかが先、どっちかが後ということじゃありません。ただ、受け皿がしっかりしていないと、権限や財源の移譲について中央の省庁がなかなか納得しないという事情は確かにあるのです。だから、受け皿がないとできないということはないけれども、受け皿がある方がずっとできやすいのです。

そういう感じで、今の市町村の数や規模、能力を固定的に考える方が間違いだと思ひます。介護の認定だって、市町村は大変苦労してやっています。そのために、全国で広域連合が幾つできましたか。もっとフレキシブルに、市町村の今後の状況を考えて、我々は進めていきたい。固定するのは地方自治にとってよくないのです。

○香名委員 今お話が出た、並行してやると言っているのですけれども、大臣、しかし、権限、財源の移譲についてはこの議論の中でどういふ回答をされているかといふたら、景気が回復してから考えようという回答でしよう。権限、財源の移譲は景気が回復してからでないと考えられませ

んとずつと言っているんじゃないですか。一方で一千という目標を掲げて、合併特例法は二〇〇五年まででしよう、その間には一千の目標に向けて配意してやる、しかし、景気が回復するまでは財源、権限については今は問題にならない、特に財源については、並行じゃないじゃないですか。合併を先にやって、その先に権限、財源を移譲するのを知りませんか。そんな議論をされているんじゃないですか。矛盾しているんじゃないですか。

○片山国務大臣 いや、一つも矛盾していません。地方分権一括推進法というのは今の市町村の数を前提に、規模、能力でやつたわけでありまして、だから、その地方分権一括推進法で我々は事が終わっていると思ひつけないと言っているのです。ただ、あれは一区切りではある。

それから、税財源はまた別の議論なので、景気がこういう状況で、国の累積した借入金金が五百兆を越すような状況で、直ちに国から財源をよこせ、税財源をよこせというのは現実的な議論でない、こう言っているの、それを軽々に結びつけるというのは短絡だと思ひます。

○香名委員 世間がどういふふうかという一つの例を紹介しますが、一月二十二日付の私の地元の高知新聞の社説に、こういう記事が出てくるのです。「今、国がやみくもに進めようとする市町村合併は、逼迫する財政事情に背景がある。いわば、現状を維持できなくなつた末に出てきたもので、そこに未来を託するビジョンは見当たらぬ。」「合併には将来へのビジョンが不可欠である。今回の合併でそのビジョンの土台となるのは名実共に地方分権にほかならない。大幅な行政権限を地方に移譲すること、少なくともその保証を地方に与えることが合併の前提となる。」

これは一つの新聞社の記事ですよ。ですから、これを全部のみにとは私は言ひませんが、しかし、そういう認識、そういう立場で物事に当たらないと、下はどう見ているかといへば、とにかく

分権をするのであれば合併を先にしてもらわないと、受け皿がないとだめだ、そういうふうな思わされる。そして、お金もなかなか出てこない、交付税も減らされるかもしれない、戦々恐々としている。四千人の小さい自治体には交付税がだんだん減ってきている、真綿で首を絞められる。そんな状況が生まれている中で、合併は期限を切って合併特例法でやる、しかし、財源や権限の問題は全くビジョンが見えてこない、これは本末転倒だと私ははっきり申し上げておきたいと思ひます。議論したいことはたくさんありますが、時間が来ましたので、以後を期待して終わりたいと思ひます。

以上です。

○御法川委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 最後の質問になります。大臣、副大臣を初め政府参考人の方々には大変お疲れのことと思ひますけれども、ひとつ前向きに、積極的な答弁をお願いいたします。

まず、問題になっております税の問題について、いろいろな角度からお伺いをしたいと思ひます。現行法人事業税の公平性という観点から、私の考えを申し述べたいと思ひます。

景気対策と法人課税のあり方については、経済産業省も関心の深い点であると思ひます。現行法人事業税は、四業種を除き、所得を課税標準としておるわけです。現状では三分の二が赤字法人、残り三分の一が黒字法人でありまして、この三分の一の黒字法人が全法人事業税額を負担しているということになっております。

法人の事業活動と自治体の行政サービスとの受益関係というものに着目をいたしまして事業に課税する応益課税である、これが本来の法人事業税の性格ではないのか、このように考えますが、現在の負担状況の公平性についてどのように考えておられるか、お願いいたします。

○遠藤副大臣 今おっしゃっていただきましたが、まさにそのような認識を私も持つております。

現在のいわゆる法人事業税は、三分の一の方々が全法人の分を負担している。まさに所得という側面だけをとりあげているわけでございますから、赤字法人は非課税になっているわけですね。これはやはり、地方では地方の行政サービスを受けているわけでございますから、応益の負担をせひしていただきたい、このような観点を考えているわけでございます。今は応益負担のみでございまして、今も応益負担を加味した新しい、法人事業税を改正する形で外形標準課税の導入を考えた、このように考えているわけでございまして、それは、結果として景気に左右されないで公平に負担をしていただける、地方の安定財源になる、このように理解をしております。

○重野委員 では、次の観点からお伺いします。現行法人事業税の景気変動性への適否についてという観点から考えてみますと、都道府県は単独事業の拡大あるいは信用保証、低利融資等に取り組んで、景気対策に一生懸命頑張っているわけでありまして、しかし、基幹税目でありまして法人事業税は大きく低減をし、景気対策に取り組まなければならぬ地方財政は税収不足に陥っている、こういう状況なんです。

必要な景気対策に適切に対応し得る財源をどう保障するか、このことは、地方分権による安定財源の保障という観点からも重要であります。税収変動の激しい法人事業税の現行のあり方、これは適切なものかという点についてどのように考えているか、お伺いします。

○遠藤副大臣 ただいまも、いわゆる応益にのみリンクする形の法人事業税というのは景気の変動を直接受けるわけですね。そういうものではなくて、やはり、応能ですね。それから応益、いわゆる地方のサービスを受けているという意味で、外形標準課税の形で導入する今度の法人事業税という形になれば、これは景気の変動と直接リンクしない、したがって、安定的な財源になる、このように考えておられて、地方の主な税目として大変適当なものであらうという結論をいただ

ておりました。今回も、与党の税制改正の協議の中でも、早期に導入を図るべきだ、このような結論をいただいております。私どもとしては、来年度の通常国会ではぜひそうした法案を出して御審議を賜りたい、このように考えている次第でございます。

○重野委員 総務省の考えはわかりました。それでは、経済産業省、どういう考えでしよう。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。私どもも、地方の今の歳入歳出の状況というのは非常に心配をいたしました。したがって、その歳入について、歳出を見直しながらも、きちんとした対応策というのはやはり真剣に考えていった方がいいというのが基本的な立場でございます。

ただ、御案内のように、今、赤字法人、大体三分の二ぐらいと御指摘がございましたけれども、この赤字法人がなぜ税金を払っていないかと申し上げれば、御案内のように、繰越欠損金の問題があるわけでございまして、そういった制度の改革だとか、いろいろな手だてを幅広く考えていく必要があるであらう、こう思っております。

さらに申し上げますと、法人に対する課税というものは、ある意味で、経済それ自体に非常に大きな影響を与えるわけでございます。一つは、やはり税率それ自体の問題もございまして、それから、国際的にグローバルな経済展開の中で、果たして日本の負担というのは公正であるか、あるいは適切であるかという負担水準をまず考える必要があるであらうというふうに思っております。

それから二つ目は、外形標準課税のお話がございましたけれども、賃金に対して課税するということになりました。これはやはり、例えばこれからの日本の経済にとって非常に大事な研究開発ですとか、そういった部分、これは人件費の塊でございます。人件費に対する課税というのが果たして経済的にプラスの効果をもたらすかという点、私どもとしては非常に大きな懸念を実は抱いてい

るわけでございます。そういった点も、国際的にいろいろ批判があったあげく、既に外形標準課税を導入していただきましたドイツですとかフランス、アメリカのミシガン州ですとか、みんなこれを廃止ないしは廃止する方向で今対応されている、こういうことでございます。

したがって、そういった国際動向も踏まえて慎重に判断すべきである、こういうふうな思っております。

○重野委員 今の答弁、一番最初は非常に外形標準課税に対し前向きに対処すると聞いておったのですが、後の方になったら、今度は非常に慎重に私は聞かされたのですが、どちらなんですか。

○村田政府参考人 対応の仕方というのはいろいろ、もうちょっと幅広く工夫した方がいいのではないかと考えております。

それから、外形標準につきましても、いろいろなやり方があるわけでございます。加算型もあれば控除型もある、そういったあたりも含めて検討すべきだ、こういうふうな考えております。

○重野委員 わかりました。

そうすると、いずれにしても、外形標準課税を具体的なスケジュールに上げて検討する用意があると私は受けとめたのですが、そうなった場合、総務省、それから経済産業省の方で、具体的にどういう方法がいいのかと。もう既に昨年の十一月には自治省案が出されました、目の目を見ませんでしたけれども、そういう経過もあるわけですね。いずれにしても、都道府県財政はまことに厳しい状況にありますし、東京、大阪など、課税自主権の行使、そういう動向も出ております。したがって、この問題については可能な限り早く具体的な結論を出していただく。そういう意味では、総務省、それから経済産業省、同じテーブルの上でどうするという議論をする考えがあるかないか、それぞれにお伺いいたします。

○片山国務大臣 遠藤副大臣からいろいろ総務省の立場についての御答弁をさせていただきまし

私は、基本的には、地方税というものは、何度
も言いますけれども、応益で。そういう意味で
は、今の赤字法人が持っているというものは、赤
字法人の経営状況やなんか、ぐあいはわかりま
すよ。しかし、これは不公平なんですね。という
は、そんな高いものをするのならいいんですけ
れども、赤字法人は安くするんですよ、極めて。不
公平であるということが一つ。

それからもう一つは、重野委員もいろいろ言
われましたように、やはり地方の仕事というのは、
特に都道府県の仕事というのは割に硬直的なん
です。物すごく仕事をふやしたり、減らしたり
するというのが余りないんです。そうしますと、
財源も安定的でなきゃいかぬということがあ
る。そういう意味では、外形標準課税が公平性、安
定性は満たしている、こう思うのです。

それから、今、村田局長から話がありました
が、日本は地方財政のウェットがよその国とは、
圧倒的に高いのです。いろいろな中小企業対策、
経済対策を含めて。ある意味では、経済産業省の
仕事をやっているようなものです。そういう方
面では。そういう意味では、そこにきっちり財源
を与えることが、経済産業省もよくなるん
ですよ、中小企業が。きめの細かいことは都道府県が
やっているんだから。経済産業省がやっているわ
けじゃないんですよ。

だから、そういう意味で、安定的な財源を都道
府県に与えるということは国のためでもあるので
す。国というのは総務省じゃありませんよ、政府
全部の。

そういう意味で、外形標準課税はあるべき方
向だと私は思いますが、中身については、今、村田
局長が言ったように、人件費のウェットが高い
じゃないか、人件費というものは研究開発する人も
いるんだし、中小企業なんというのはかなり人が
おる、リストラに影響があるじゃないか、前から
そういう議論がありますよね。そこで、それは、
去年の自治省の案は相当工夫を出しているの
ですよ。出しているけれども、あれで工夫が十分

かどうか、もう一遍点検せよいかぬと思いま
す。

そういう意味で、前回は、その当時の通産省の
御理解を余り私は得ていないと思う。私が大臣に
なる前ですけれどもね。私が党の税調におつた
ら、別の型にしておりますね。

そこで、今回は、もう一度いろいろお願いをす
るのなら、きっちり総務省も経済産業省と話
せ、そこでもまあ百点でなくても八十点ぐらいの
合意には達しろ、こういうことを私は今税務当局
に言っているわけでありまして、経済産業省もそ
ういう立場で検討いただかないと、私はそれは困
ると思っております。困るだけじゃなくて、私も
いろいろ考えます。

○村田政府参考人 所与の前提を置かずに、きち
っと財政問題に対応していくという観点から、私
どもでもできる限り議論に参加させていただき
たい、こう思っております。

○重野委員 それでは、そういうことでひとつよ
ろしくお願いいたします。

次に、警察庁にお伺いしますが、これも以前の
場面でも何度か議論した経過があるわけですけ
れども、警察職員のいわゆる定員の問題でありま
す。

地方財政計画における職員数は、今の時代、清
掃であるとか社会福祉、消防、そういうものを除
いて軒並み減員とされております。そういう中
で、警察官については、およそ二千五百名の定員
増が行われたわけでありまして。財政危機を理由に
給与費の抑制や職員の削減を自治体に求める、一
方においては、こういう定員増を図った、総務省
や警察庁にはそれだけの政策的根拠があるんだろ
うと思いますが、総務省、警察庁、それぞれの見
解をお聞かせください。

○香山政府参考人 後ほど警察庁の方から御答弁
があらうと思いますが、昨年七月の警察刷新会議
の緊急提言で、欧米諸国で警察官一人当たりの負
担人口が三百人前後であるということ踏まえ
て、当面、五百人程度になるまで増員を行う必要

があるという提言がありまして、警察の方からこ
れを踏まえた要求をいただきました。

一方で、今、委員御指摘のとおり、地方財政は
極めて厳しいですし、他の部門の職員については
国の定数削減に準じた厳しい削減が求められてい
るということ、両省で、必要員数と、それか
ら一方で徹底的な合理化をしていただく必要があ
るというふうに私も、主張いたしまして、それ
ぞれの数字を詰めた上で、結論的には二千五百八
十人の増員を決定した次第でございます。

お尋ねの、政策的根拠は何かといえ、した
がって、警察刷新会議の提言にあります国民のた
めの警察活動の強化ということになるのではな
らうかと思っております。

○石川政府参考人 私ども、現在の警察事象とい
うものを考えました場合に、平成元年と比較いた
しまして、刑法犯の認知件数が約五割増加をして
おる、交通事故の発生件数も四割増加をしてお
る、一一〇番の受理件数も約七割増加をしてい
る、非常に増加の一途をたどっているというこ
とが一つございまして、また、犯罪の内容という
ものも質的に悪質巧妙化しているわけございま
す。加えて、ハイテク犯罪とか国際組織犯罪とい
ったような新たな治安課題というものも出てき
ているということございまして、こうした中
で、国民の身近な生活基盤を支えている治安とい
うものをきちっと維持していかなければならな
い、こういうことで、委員御案内のような経緯
で、先ほど総務省の方から御答弁がございました
ような、刷新会議の御提言がございました。

私どもとして、部内で検討いたしました結果、
合理化を徹底的にこれから推進をしていく、それ
を前提としてもなお必要な警察官の増員という
ものはやはりお願いしなければならぬ、こういう
ことが今回の増員をお願いした背景にある、こう
いうことでございます。

○重野委員 今、説明がありましたように、昨年
の刷新会議の緊急提言に、確かに、負担人口が五
百人となる程度まで云々ということがありまし
た。それは私も理解をしておりますが、それでい
くと、単純に計算しましても二万五千人なんです
ね。二万五千人の増員をしない、五百人に一
人、こういう数字にはならぬ。警察内部の合理化
という表現が適切かどうかわかりませんが、職員
配置等々も検討されておりますので、実際の増員
規模というのはこんな数字にはならぬと思うん
ですが、今後の構想、どういうふうな構想をお持ち
か、お聞かせください。

○石川政府参考人 ただいま申し上げましたよう
に、大変厳しい現在の治安状況に的確に対応して
いくためには、私ども、いろいろ増員所要とい
うものを積み上げました場合に、一万数千人程度の
増員が必要だ、こういうふうな考えたわけござ
います。その前提といたしまして、やはり今ある
人員の配置というものを極力見直ししていく、合理
化を前提といたしまして、数字をひとつはきき出
しました。

ただ、十三年度につきましては、単年度でこう
いったものを増員いたしますと、教育の問題ある
いは採用する人々の質の問題、そういう問題もご
ざいます。そういうことで、大変今、厳しい状況
にある十二県だけに絞って今回増員をお願いしま
した。残りの増員につきましては、さらに数カ年
をかけて措置をしていく必要があるんじゃないか
と今の時点で考えております。

ただ、この数字そのものにつきましては、今後
もさらに合理化というものについて取り組んでい
かなきゃならない、そういうようなことも含め
つつ、これから検討してまいりたいというふうに考
えているところでございます。

○重野委員 次に、条例定員と政令定員の実態が
乖離しているという点ですね。都道府県の条例定
員が国の政令定員を約四千人上回っているとい
うことは御案内のとおりです。この四千人は地方が
単独で見ればですね。警察というものは、人です
から、警察制度の根幹にかかわるこの定員につ
いて政令定員が実態を反映していない、これはやは
り僕は大変大きな問題だと思います。警察庁みず

から政令の意義というものを軽んじているのじゃないか、こういうふうな指摘すらできるわけですね。そういう実態との乖離を知りながらそのままにほうっておいたという、今度は総務省の責任もある。これはもう逃れられない。

今後、政令定員の規模は正に当たって、条例定員とそれからその間に基本的な何かルールを設ける必要があるのではないかと。合理化という方法でやっても、それにはおのずと限界があります。こういう条例定員と政令定員が乖離をするという事態をなくしていくために、どういう手だてを講じるおつもりか、それぞれ見解をお聞かせください。

○石川政府参考人 ただいま御指摘のように、多くの県において条例定員が政令基準を上回っているという状況にございまして、そのほとんどは、一般職員として定員措置をされておりまして交通巡視員とか、あるいは少年補導員等を警察官の身分に切りかえた、こういうものでございまして。このことによりまして地方の財政負担がふえておる、こういうことは御指摘のとおりでございます。

ただ、これは、各都道府県におきまして、地方警察官の増員というものがなかなか厳しい、そういう状況の中で、既存の体制で最大限の警察力を発揮するために、いわば苦肉の策として措置をされてきたというふうに承知をしておるわけでございます。

しかしながら、政令基準と条例定員の乖離というものが地方の財政負担になっているというところは事実でございますので、政令基準を引き上げるときに条例定員にどういう形で近づけるということが必要なのではないかという点の委員の御提案というものは踏まえまして、平成十四年度以降の増員構想の中で、この問題につきましても、総務省等関係機関とも協議をして、その方策につきまして勉強してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○香山政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま警察庁の方からの御答弁で尽きておるわけでありましても、今年度定数を決定いたしました際に、適正な人員配置のあり方、それからさらなる合理化の方策、また、政令定数のあり方について徹底的に検討しようということに両方で合意をいたしております。

私も、今、御指摘がありましたように、政令定数の増員があるようなときには、条例をオーパーしている職員の数だけはそれに吸収していただくようにということに基本に据えて、検討の場に臨みたいと考えております。

そういうことで、今後、警察庁との点につきましては十分御趣旨を踏まえた検討をいたしたいと考えておるということでございます。

○重野委員 それでは、以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○御法川委員長 次に、岡田克也君外七名提出、特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。金田誠一君。

特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○金田(誠)議員 民主党の金田誠一でございます。民主党・無所属クラブ、日本共産党及び社会民主党・市民連合が共同で提出しました特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案につき、提出者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

本法律案は、三年前に全会一致で成立した特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法について両

院で付されました、税制等を含めた制度の見直しについて施行後二年以内に結論を得るとの趣旨の決議に基づき、ますます重要性が増しているNPOの活動を税制面から促進するため、財務金融委員会が審議されております特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案とあわせて提出したものでございます。

法律案の概要でございますが、第一に、特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案に基づき認定を受けた認定特定非営利活動法人が、支払いを受ける利子等で所得税が課されないものについては、道府県民税の利子割を課することができないものとしております。

第二に、個人の道府県民税及び市町村民税に關し、条例で定めるところにより、特定非営利活動法人等に対する寄附金を寄附金控除の対象とするものとしております。

政府のNPO支援税制案は、国税のみが対象であり、地方税について何らの措置が講じられておらず、まことに不十分であります。また、政府案における認定基準は、いわゆるパブリック・サポート・テストが厳し過ぎる上、一市区町村を超える広がりが必要としており、全国三千三百以上の特定非営利活動法人のうち、ほとんどのNPOがその要件を満たすことができず、支援税制の恩恵を受けることができません。

市民の自発的な活動によって支えられた健全な社会を実現するためには、多くのNPOが国税及び地方税の両面で支援を受けることができるようにすべきであり、特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案とあわせ、本法律案の成立がぜひとも必要であります。慎重に御審議の上、全会一致で御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○御法川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時一分散会

特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案
特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項中「内国法人」の下に「及び同法第十一条第一項に規定する認定特定非営利活動法人」を加え、「同法第十一条第一項」を「同項」に改める。

第三十四条第一項第五号の四中「支出し、」を「支出した所得割の納税義務者」に改め、「が十万円を超える所得割の納税義務者」その超える金額」を削り、同号の次に次のように加える。

ハ 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人又は民法第三十四条の規定により設立された法人のうち、当該道府県内における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するものとして当該道府県の条例で定めるところにより道府県知事が指定したものに對する当該法人の主たる目的である業務に關連する寄附金

第三百十四条の二第一項第五号の四中「支出し、」を「支出した所得割の納税義務者」に改め、「が十万円を超える所得割の納税義務者」その超える金額」を削り、同号の次に次のように加える。

ハ 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人又は民法第三十四条の規定により設立された法人のうち、当該市町村内における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するものとして当該市町村の条例で定めるところにより市町村長が指定したものに對する当該法人の主たる目的である業務に關

連する寄附金

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法(次条において「新法」という。)第三十四条第一項第五号の四の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第三条 新法第三百十四条の二第一項第五号の四の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

理 由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、特定非営利活動を促進するため、条例で定めるところにより、一定の特定非営利活動法人等に対する寄附金の支出を、個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金控除の対象とすることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。